

御宿町告示第 4 1 号

平成 2 2 年御宿町議会第 3 回定例会を次のとおり招集する。

平成 2 2 年 9 月 1 日

御宿町長 石 田 義 廣

記

1 . 期 日 平成 2 2 年 9 月 8 日

1 . 場 所 御宿町役場議場

## 平成22年第3回御宿町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成22年9月8日（水曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成21年度健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成21年度資金不足比率について
- 日程第 7 議案第 1号 日西墨友好の絆記念日条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3号 平成22年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第 4号 平成22年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第 5号 平成22年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第 6号 平成22年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第 7号 平成22年度御宿町一般会計補正予算（第2号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

2番	白鳥時忠君	3番	川城達也君
4番	新井明君	5番	石井芳清君
6番	伊藤博明君	7番	小川征君
8番	中村俊六郎君	9番	式田孝夫君

10番 貝塚嘉軼君

11番 大地達夫君

12番 瀧口義雄君

欠席議員(1名)

1番 松崎啓二君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 石田義廣君 教育長 佐藤和己君

総務課長 氏原憲二君 企画財政課長 木原政吉君

産業観光課長 藤原勇君 教育課長 大竹伸弘君

建設環境課長 米本清司君 税務住民課長 渡辺晴久君

保健福祉課長 多賀孝雄君 会計室長 佐藤昭夫君

事務局職員出席者

事務局長 岩瀬由紀夫君

主任主事 市東秀一君

#### 開会の宣告

議長（新井 明君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成22年第3回定例会が招集されました。

1番、松崎啓二君から入院治療のため欠席届が提出されております。

本日の出席議員は11人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成22年9月招集御宿町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から、例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

本日は傍聴席が混雑しておりますので、けがのないように注意してください。傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定をお願いいたします。

なお、議員の皆様には、暑い時期でございますので、上着を脱いで結構でございます。よろしくどうぞ。

（午前 9時30分）

#### 会議録署名人の指名について

議長（新井 明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により、議長より指名いたします。3番、川城達也君、5番、石井芳清君をお願いいたします。

#### 会期の決定について

議長（新井 明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日から2日間とし、本日は、石田町

長から今定例会に提出された2報告、13議案に関する提案理由の説明及び諸般の報告を求めた後、一般質問及び報告第1号、報告第2号並びに議案第1号から議案第7号について、順次上程の上、質疑の後、採決を行い、散会いたします。

9月9日は、議案第8号から議案第13号について、順次上程の上、質疑の後、採決したいと思いをします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げた日程のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(新井 明君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から2日間とし、9月9日に議案質疑、採決のため、会議を開くことに決定いたしました。

#### 諸般の報告について

議長(新井 明君) 日程第3、諸般の報告について。

今定例会に際し、石田町長から議案に対する提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

町長(石田義廣君) 本日ここに平成22年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり、先の通常選挙の結果、参議院においては与党の単独過半数には至りませんでした。これは、政権与党の政治手法に一定の歯どめがかかったものと理解しており、国民主権のもと、緻密で丁寧な国家運営が求められるものと考えます。町からも、地域主権、経済政策など、国に対し地方を重視した政策を提案、要望してまいり所存でございますので、よろしく願い申し上げます。

本定例会にご提案いたします案件は、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づく財政指標についての報告2件のほか、条例関係2件、補正予算案5件、21年度決算6件の計13議案をご審議いただくことといたしましたが、開会に先立ちまして、各議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会にご提案いたします議案の概要について説明申し上げます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成21年度健全化判断比率

についてでございますが、平成21年度財政健全化判断比率を別紙のとおり算定しましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、議会に報告するものです。

報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成21年度資金不足比率についてでございますが、平成21年度資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、議会に報告するものです。

議案第1号 日西墨友好の絆記念日条例の制定についてでございますが、ご承知のとおり、1609年9月30日、サン・フランシスコ号が岩和田の海岸に漂着した際、村民の勇気ある行動が現在の日西墨友好の起源となりました。この友好のきずなをさらに深めるとともに、史実を後世に語り継ぐため、町として記念日を制定し、この日を中心として記念行事を開催するために条例制定するものです。

議案第2号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国民健康保険法の改正に伴い、御宿町国民健康保険条例の一部改正をお願いするものです。

議案第3号 平成22年度御宿町水道事業会計補正予算案(第1号)についてでございますが、人件費の過不足調整のため、補正をお願いするものです。

収益的収入及び支出予算の営業費用を2万7千円減額し、水道事業費用の予算総額を2億6,369万6千円とするものでございます。

議案第4号 平成22年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案(第2号)についてでございますが、今回提案いたします補正予算は、歳入歳出それぞれ298万3千円を追加し、補正後の予算総額を9億8,923万2千円とするものです。

補正理由は、人事異動に伴う人件費の調整と、被保険者データの管理を委託している国民健康保険団体連合会のシステム改修委託料と、前年度国庫負担金等の精算に伴う返還金の追加をお願いするものです。

議案第5号 平成22年度御宿町老人保健特別会計補正予算案(第1号)についてでございますが、平成21年度老人医療費確定に伴う法定負担率に基づく精算のため、歳入歳出それぞれ145万4千円を追加し、補正後の予算総額を265万4千円とさせていただくものです。

議案第6号 平成22年度御宿町介護保険特別会計補正予算案(第2号)についてでございますが、歳入歳出にそれぞれ902万8千円を追加し、予算の総額を7億1,909万7千円とさせていただくものです。

主な内容は、平成21年度介護保険給付費及び地方支援事業費の確定に伴う国・県・町支払基

金の負担金等の調整と、介護認定者増加等により介護給付費等に不足額が生じたために予算の追加をお願いするものです。

議案第7号 平成22年度御宿町一般会計補正予算案(第2号)についてでございますが、今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに2,600万円を追加し、補正後の予算総額を29億8,560万円とするものです。

主な内容は、生活に密着した道路の維持管理費や境川生活排水処理施設の修繕費の追加、雇用対策に係る事業、税務事務における国税との連携対応に係るシステム導入経費などのほか、アカプルコ市「日本の広場」に社団法人日墨協会が実施主体となり建設を計画しています(仮称)日墨友好の碑建設事業費や、人事異動等に伴う人件費の調整について補正をお願いするものです。

また、歳入面では、21年度決算の実質収支を踏まえ、財政健全化の観点から臨時財政対策債を減額するものです。

補正財源といたしましては、雇用対策に係る県補助金、ふるさとづくり基金からの繰り入れを充てるほか、臨時財政対策債の縮減分について、平成21年度からの純繰越金で振りかえることにより収支の均衡を図りました。

議案第8号 平成21年度御宿町水道事業決算の認定についてでございますが、6月21日に町監査委員の審査に付し、その意見を得ましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、本議会の認定をお願いするものです。

議案第9号 平成21年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、地方自治法の規定に基づき監査委員の審査を付し、ここに提案申し上げます。

歳入総額11億6,937万7,618円、歳出総額10億5,828万7,199円、形式収支額は1億1,109万419円でございます。

議案第10号 平成21年度御宿町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、地方自治法の規定に基づき監査委員の審査を付し、ここに認定を求めるものでございます。

歳入総額896万2,949円、歳出総額651万1,240円、形式収支額は245万1,709円でございます。

議案第11号 平成21年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、地方自治法の規定に基づき監査委員の審査を付し、ここに認定を求めるものでございます。

歳入総額1億1,395万7,942円、歳出総額1億234万1,529円、形式収支額は1,161万6,413円で

ございます。

議案第12号 平成21年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、地方自治法の規定に基づき監査委員の審査を付し、ここに認定を求めるものでございます。

歳入総額 7億1,173万475円、歳出総額 6億8,508万7,869円、形式収支額は2,664万2,606円でございます。

議案第13号 平成21年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、地方自治法の規定に基づき監査委員の審査を付し、ここに認定を求めるものでございます。

歳入総額33億7,315万5,107円、歳出総額31億5,229万775円、形式収支額は 2億2,086万4,352円でございます。

平成21年度は、数次にわたる地域活性化交付金の交付や定額給付金の給付、さらには雇用対策など、景気回復に向けた国の施策が講じられました。町においても、これらの財源を有効的に活用し、公共施設の耐震調査や機能向上の整備のほか、環境保全や産業振興など幅広い分野にわたり対応したことから、歳入歳出総額が前年度規模を上回りました。

近年の地域経営では、自主性や創造力が求められ、職員の創意工夫や住民の方々の協力により財源を捻出し、福祉の充実、産業の振興、生活環境の整備など、魅力ある地域づくりに取り組んでまいりました。

今後も適正な財政運営に心がけ、知恵と熱意、創意工夫によって町の人的・物的財産を効果的に生かし、地域の発展に寄与してまいりたいと考えておりますので、認定方よろしくお願い申し上げます。

次に、諸般の報告をさせていただきます。

7月7日に、いすみ鉄道対策協議会の総会が開催され、平成21年度決算、22年度予算案など5議案が提案され、原案どおり可決いたしました。

9日には、社会を明るくする運動の街頭啓発が行われ、早朝にもかかわらず、保護司や民生委員を初め多くのボランティアの皆さんの参加がございました。

同日、町青少年問題協議会主催による健全な家庭づくりと青少年非行防止夏休み対策地区懇談会が開催され、青少年健全育成の推進に向けた活発な意見交換がございました。

10日には、海開きを挙行し、本格的な観光シーズンの到来を告げるとともに、海水浴場のさらなるにぎわいと安全を祈願しました。

13日には、夢まるファンド委員会から防犯パトロールカー 1台の寄贈を受けました。パトロールの専用車両として活用してまいります。



同日午後には、副知事と市町村長の意見交換会が開催されました。

14日には、桜の植栽ワーキンググループ会議を開催いたしました。委員各位の活発な活動報告や意見提案がございました。

17日には、ウォーターパークにおいてプール開きを挙行し、関係者ともどもプールの安全祈願を行いました。

18日には、町青少年相談員連絡協議会主催による青少年つどい大会が開催されました。子供たちは炎天下をものともせずキックベースボールに参加し、浜子ども会が優勝しました。

21日には、布施学校組合会計決算審査を実施しました。

23日には、消防団活性化検討委員会と、民生委員や区長を交え、災害時の要支援者避難支援プランについて会議を開催いたしました。

26日には、アクアラインに関する知事との懇談会に参加し、町の状況など意見交換を行いました。

27日には、普通会計の決算審査を実施しました。

28日から30日には、恒例の海と山の子交流会が開催され、一連の行事も滞りなく終了し、皆さん無事に帰路につきました。本年度は、野沢温泉村議会議員の皆さんが来町され、御宿町議会との懇談会、懇親会など親睦融和が図られましたことは大変有意義でございました。ご参加の議会議員諸氏におかれましてはお疲れさまでございました。

8月4日には、夷隅郡市広域市町村圏事務組合管理者・副管理者会議が開催され、21年度決算認定のほか定例会付議事件について説明がございました。

5日には、恒例の花火大会を開催いたしました。景気の低迷する中、多くの皆様方からの温かいご支援により、今年も無事に開催できましたこととお礼申し上げます。

16日には、駅前観光案内所の竣工式を挙行いたしました。御宿の観光の拠点とすべく、町観光協会を指定管理者として運営してまいりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

21日から23日まで、ビーチバレームーンカップイン御宿が開催され、盛況のうちに閉会いたしました。

23日には、獲る漁業から育てる漁業への転換を図るため、漁礁協議会の初会合を開催しました。

24日には、インドネシア国家警察の視察団が本町を訪れ、ライフセービングを主に海水浴場を視察されました。

25日には、町づくり推進委員会を開催しました。

9月4日には、御宿中学校秋季大運動会が挙行されました。

5日には、自主防災会を対象に防災訓練を実施し、消火訓練やA E Dによる救急救命など、広域消防職員を講師に実地訓練を行いました。大勢の参加者は、厳しい残暑にもかかわらず、皆さん熱心に受講されておりました。

以上で諸般の報告を終わります。

本定例会にご提案いたします議案の詳細につきましては担当課長からご説明申し上げますので、充分なるご審議を賜りまして適切なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 以上で諸般の報告を終わります。

#### 一般質問

議長（新井 明君） 日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっていますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

#### 瀧 口 義 雄 君

議長（新井 明君） 通告順により、12番、瀧口義雄君、登壇の上、ご質問願います。

（12番 瀧口義雄君 登壇）

12番（瀧口義雄君） 12番、瀧口です。議長の許可がありましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大変暑い夏も終わりましたけれども、まだまだ残暑が厳しい中、観光関係におかれましては、産業観光課長を初め関係者の皆さん、大変ご苦労さまでございました。夏の結果は今後聞いていきたいと思いますが、9月に入りまして、12日から伊勢えび祭り、またライフセービング等々、多くの事業、イベントが控えております。体調に充分留意して頑張ってください。

また、石田町長、新井議長には、13日からメキシコ友好親善視察に参加の予定と聞いております。また、今議会には、日西墨友好の絆記念日条例、アカプルコ市「日本の広場」オペリスクの関連補正予算。これはサン・フランシスコ号漂着400周年記念事業の一環と聞いております。さらなる友好のきずなを深め、安全で実り多き視察でありますようにご祈念申し上げます。

石田町長、今回のメキシコ友好親善に関して抱負、また日程等ありましたら、お聞きしたい

と思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） ただいま瀧口議員より、このたび実施いたしますメキシコ友好親善使節団派遣にかかわる抱負ということでご質問いただきましたので、お答えを申し上げます。

日本メキシコ交流400年、サン・フランシスコ号漂着400周年記念事業の一環といたしまして実施いたしますメキシコ友好親善使節団は、9月13日から22日の日程で実施し、参加者は、新井議長、私も含めまして総勢25名でございます。このたびの訪問でまず姉妹都市アカプルコ市との友好を深め、さらにメキシコ国との友好を深めてまいりたいと考えております。

400年前の史実は御宿町で、また千葉県で、そして日本で知られているほど、姉妹都市アカプルコ市の市民の皆さんやメキシコ国民の皆さんには、現時点では知られていないと認識しております。私たちの祖先の行ったこの誇るべき史実をより多くの人々に、一人でも多くの世界の人々に知っていただくために、82年前に建立されました御宿のメキシコ塔の2分の1の大きさのオベリスクをアカプルコ市「日本の広場」に建設するための準備が進んでおりますが、このたびの一般会計補正予算に事業費を計上させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

このオベリスク建設事業につきましては、13年ほど前に社団法人日墨協会理事、東 信行氏のご指導、ご尽力をいただきまして、御宿町からアカプルコ市に提案させていただいた経緯がございます。この400周年という節目の年を迎えまして、日墨協会の中でも機運が盛んとなり、先日、建設の施行主体となることをご快諾いただいたところです。

そのようなことで、日墨協会の皆様方の大きなご協力をいただきながらこの計画を進めていきたいと考えておりますので、そのための詳細な打ち合わせを、「日本の広場」現地視察を含めまして、日墨協会、アカプルコ市と行ってまいります。

また、このたびは、ドン・ロドリゴ出生の地、プエブラ州テカマチャルコ市を初めて訪問いたしますが、当地におきましても歓迎式典の開催が予定されております。日程といたしまして、メキシコ政府主催での行事参加、各大臣やゲレーロ州知事との接見、また、昨年実施いたしました400周年記念公募展の入賞作品をパネル化いたしまして、日墨会館にて作品展示会を開催する予定です。このほかに、在墨日本大使館全権大使、小野正昭様や音楽家、黒沼ユリ子様との懇談も予定されております。

このようなことで、400年前の史実をより多くの人々に知っていただき、ご理解をいただき、御宿町とアカプルコ市、日本とメキシコ両国のきずなをさらに強く深めてまいりたいと考えて

おりますので、よろしくお願い申し上げます。

12番（瀧口義雄君） 治安の安定しない国と聞いております。さらなる実りある大きな成果を挙げてきていただきたいと思います。よろしくお願い致します。

続きまして、一般質問の通告に従いまして質問させていただきます。

ドクターヘリ、救急車の必要性は今さら言う必要はありません。皆さん、命にかかわる問題で、重要性は認識しておると思いますけれども、ドクターヘリの駐機場は、御宿台の多目的広場が指定されております。そこは御宿台の避難所にも指定されておりますけれども、大変広い中で、管理がなかなか行き届かないということも承知しております。また、この暑いさなかに刈り払い機でやれというのもなかなか難しい話でございます。

そういう中で、まず全体に関連する問題でございますので、御宿町の基本構成ですね。人口等、御宿町の世帯数、高齢者数、介護度の区分等々、お答え願えればと思っています。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、御宿町の基本構成並びに介護保険の利用者についてのご質問でございますので、ご説明させていただきます。

基本構成につきましては、平成22年3月現在で、人口8,041人、世帯3,541世帯、65歳未満の高齢者が3,197人、介護度については5段階でございます。

介護保険の利用状況につきましては、介護保険特別会計決算概要書にも記載してございますが、平成22年3月末で第1号被保険者3,165人、介護の要支援認定者76人、要介護認定者361人でございます。認定者数を合算いたしますと、437人でございます。

医療費につきましては、平成21年度国保会計の決算状況から見ますと、3万6,768件、6億8,171万9,493円で、1人当たりの医療費が20万6,832円ということでございます。

以上です。

12番（瀧口義雄君） 高齢化率は40%超えたんでしょうかね。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 39.7%でございます。

12番（瀧口義雄君） 御宿町は福祉、介護等に大変高額な負担を持っております。また住民の方も、そういう形の中でご負担しなきゃならないものが多いと思っております。

そういう中で今回、ドクターヘリの利用回数、また個人負担などがあるのかどうか、またドクターヘリはどうやったら利用できるのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、ドクターヘリにつきましては保健福祉課ということでございますので、私どものほうからご説明させていただきます。

ドクターヘリにかかわる利用回数や費用の負担並びに利用の判断方法についてということでご説明させていただきます。

御宿町での利用回数につきましては、平成19年度まではございませんでしたが、20年度に2件、21年度に3件でした。本年度は非常に多くて、8月中で既に2けたの10件というふうになっております。

次に、患者に関する搬送費用ということでございますが、現在のところ、市町村並びに患者本人への負担はございません。ただ、ヘリ内での診療行為につきまして、診療報酬に定めるところにより患者負担が生じるということになってございます。

次に、ヘリの判断方法ということでご質問でございますが、出動待機時間は、朝の8時半から夕方の5時半までというふうになってございます。また、日没30分前ということもございまして、暗くならないうちにどちらかを判断するというところでございます。

119番通報を受けました管轄の消防指令室または現場の救急隊は、その状態から判断しまして、ドクターヘリ専用ホットラインに出動要請を行います。判断基準の主なものといたしましては4つございまして、1つが、生命の危険が切迫しているか可能性がある場合。2つ目が、重症患者であって、搬送に長時間を要する場合。3つ目が、重症熱傷いわゆるやけどですね、などの特殊救急患者、4つ目が、救急現場に医師が必要と認められた場合という。緊急性の現場判断ということになると思います。

ヘリは、救急車と違いまして、患者以外には搭乗することができませんが、機内には、千葉県の規定といたしましては、医師が1名あるいは2名、看護師が1名搭乗しておりまして、患者に対して必要とされる初期医療を行うことになっております。

以上でございます。

12番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

駐機場の整備に関することなんですけれども、あそこは御宿町の町有地ということで、ほかの場所は三者協定の中で西武のほうで管理しているということなんですけれども、多目的広場は町の管理ということになっております。そういう中で、御宿台の ですね、これはどういう形で管理しているのかということをお聞きしたいと思います。

それともう一点。多目的広場という性格上、今後の運用上の話ですけれども、コンクリートで固めるとかそういうのは、目的が余りはっきりしておりませんので、芳しくないんじゃない

かなと思っております。そういう中で、先ほど申しましたように、炎天下の中、刈り払い機であの広い場所を多くの職員と多大な経費をかけてやるのもいかなものかと。企業に委託するのか。今、トラクター型の草刈機ですか、そういう機械もあるということで、そういう検討も考えて答弁願えればと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 御宿台の 管理につきましては、三者協定の中で区分して管理をしております。道路、またご質問のあった多目的広場については町のほうで管理しております。多目的広場に限って申し上げますと、その三者協議の中で年4回の草刈りを行うという計画に基づいて実施しております。これについては、5月、7月、9月、11月の4回でございます。ご質問にあったように、これはかなり広い土地でして、草刈りを人的にやった場合、1週間以上かかってしまうと。周辺も含めて。今回、4月に刈ったわけですが、8月にドクターヘリが来たときにはかなり伸びていて、早急に対応するようにと消防当局からも話があって対応したところでございます。今後、ご質問にもありましたけれども、人的にはなかなか困難な面もありますので、機械の導入について検討してまいりたいというふうに考えております。

12番（瀧口義雄君） わかりました。大変な経費もかかる話ですから、それほど高いという話は聞いておりませんので、ぜひそういう形で機械の導入を検討していただければと思っています。

続きまして、救急車の利用についてなんですけれども、決算報告にもありますけれども、まず広域ですね。夷隅郡市広域市町村圏事務組合、この全体で救急車はどのくらい、あるいは消防車がどのくらい配置されているのかと。また、高度救急救命士、あるいは高度の救急車があると思うんですけれども、その辺はどうなのかと。また、御宿町はどういう配置になっているのかと。

また、21年度決算で結構なんですけれども、全体でどのくらいの予算、決算だったのかと。また、御宿町の負担はどのくらいだったのか。また、今年度予算、出ていますけれども、どうだったのかということを知りたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 夷隅郡市広域市町村圏事務組合全体で救急車、消防車の車両台数についてお答えを申し上げます。

救急車につきましては、合計7台、うち1台が御宿分署へ配置をされております。また、消

防車は合計10台ございまして、内訳として、水槽付消防ポンプ車が6台、そのうち1台が御宿分署配置となっております。消防ポンプ車につきましては2台、化学消防車が1台、非常用消防車が1台ということで、そのほか、指揮車等を含めまして30台の車両を有しております。

高度救急救命士の人数と御宿町への配置数であります。合計23名ございまして、うち4名が御宿分署へ配置されております。

参考までに消防職員数でありますけれども、179名、御宿分署への配置数は18名という状況にございます。

平成21年度の決算額は全体予算でどのくらいかというご質問であります。広域の決算額につきましては、収入額18億9,854万円、支出額18億4,483万円という状況であります。広域市町村圏事務組合の平成22年度予算額で申し上げますと、歳入歳出総額であります。19億347万5千円、御宿町からの負担金は1億8,802万3,658円、うち常備消防費への負担額は1億7,042万5,379円ということで、町から広域への負担の90.6%を常備消防費で占めているという状況であります。

なお、この負担割合につきましては、均等割3%、人口割97%という状況になってございます。

12番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

救急車の出発から到着まで、家族とか患者の関係者は大変時間かかるという認識を持っていますけれども、救急車としてはそれなりに、病院とか個別の呼ばれた人の状態を聞き取ってから出発すると。また、いろいろな手当もしてくれるという話ですけれども、大体平均どのくらいなのかと。

あと、救急車の利用数ですね。去年のあれでよろしいんですけれども、どのくらいでしょうか。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 救急車が到着から出発までの時間の平均でありますけれども、平均所要時間につきましては、現場の滞在時間は、平成21年度が20分、20年度が21分、平成19年度が18分という状況で、おおむね20分間ぐらい現場に滞在しているという状況であります。通報から現場到着時間ですけれども、平成21年度が8.6分、20年度が9.1分、平成19年度が8.9分ということで、おおむね9分前後ということでありますので、トータルしますと、通報から現場を出発する時間はおおむね30分ぐらいになるんじゃないだろうかということが想定されます。

続いて、救急車の搬送人員につきましては、平成21年実績で387名、おおむね1日1件という状況になっております。

参考でありますけれども、種別で申し上げますが、急病が263件、一般の負傷が65件、交通事故31件という状況となっております。

12番（瀧口義雄君） ありがとうございます。

そういう中で、救急車が到着してから当然聞かれるのが、住所、氏名、年齢、性別、血液型、IDカード、保険証等々、あとは既往症等を聞く一覧表があるようなんですけれども、これを、病気になったらいけないんですけれども、大体、高齢者あるいは病気を持っている方、そういう人は救急カードのようなものを用意すれば、多少、時間が短縮されるのではないかなということも考えられるんですけれども。命にかかわる話ということも聞いておりますけれども、独居老人とか、そういう人もまた多くいると聞いております。そういう中で、救急カードを住民が保管して利用しやすいようにと。利用しやすいというのはちょっとおかしいんですけれども、対応が早くなると時間の短縮ができると。命にかかわる話なんで、そういう対応は担当課としてはできないのかどうかと。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 救急車の出勤時間の短縮あるいは患者さんのための早期搬送にご提言をいただきまして、誠にありがとうございます。通常、救急車の搬送患者への観察票は非常に細かな記載内容になっておりまして、既往歴や通院状況まで細かく記入しなければなりません。救急患者の日常や病歴の最新情報までということは、常に最新に更新する大変な作業になるというふうに考えてございます。記入の誤りが生死を分ける場合もございますので慎重を期することとなりますが、ただいまご提言いただいたような基本事項に絞りまして、聞き取り作業の短縮を図るということは非常に有意義なことではないかなというふうに感じてございます。ひとり暮らしの方たちの伝達方法といたしまして、内容を関係機関と協議し、まとまりましたら、広報などで連絡票のひな型等をお示しできればというふうに考えてございます。以上です。

12番（瀧口義雄君） ありがとうございます。ぜひそういう形で実現していただければと思っております。

民生委員の方は日ごろ地域の中で活動してらっしゃいますけれども、個人保護条例ですか、そういう形の中で大変活動に苦勞されていると思っておりますけれども、地域になくてはならない制度なんですけれども、今後、どういう形で民生委員の人が活動の範囲を広げていけるのか。



この保護条例は当然の権利なんですけれども、その壁が大変厚いと。また、今回、いろいろな問題が起こっております。地域との連携も必要なんでしょうけれども、地域の連携といってもなかなか難しいと。この壁があります中で。そういいながらも、民生委員の方の活動はなくてはならない中で二律背反みたいな形なんですけれども、どういう形で今後、活動を展開されていくのか。大変難しい問題だと思っていますから、その辺どうでしょうか。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 民生委員の方々には、日頃からご苦勞いただいていると思います。民生委員法の第1条の条項によりまして、社会保障の精神ということをもって、常に住民の立場に立って相談に応じながら、必要な応援活動、社会福祉の最前線を担っていただいているというのは重々認識してございます。地域の現状を調査するにあたりまして、議員からお話しいただいたように、個人情報保護法というものがございまして、個人情報非常に得にくい状況。これはもう私どもも常日ごろから感じておることでございます。

ただ、逆に適切な情報が届けられないことが、地域の皆さんがいろいろな意味で制度を理解することが不足するという事も考えられますし、限界はあるところでございますが、地元の地域の役員さん方を通じていかに情報収集を適切にするかということがまず第1段階というように考えてございます。やはり地域との連携というのが共助の意味では必要だというふうに認識しておりますので、今後も防災対策等の全体の対応ということも含めまして対処方法を検討してまいりたいというように考えております。

12番（瀧口義雄君） よろしくお願ひします。

次の質問にも関係してくるんですけれども、独居老人とか、そういう形のものもございまして、そういう中で介護福祉計画の見直しが近く行われるという話を聞いております。それについて、町の考えをお聞きしたいと思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 介護福祉計画の見直しでよろしいでしょうか。

12番（瀧口義雄君） はい、そうです。

保健福祉課長（多賀孝雄君） こちらにつきましては、今現在、2009年高齢者保健福祉計画、それから第4期の介護保険事業計画というのが平成21年4月から平成24年3月までの期間の中で計画設定されているわけでございます。今年度から来年度の23年度にかけて見直し作業に入りまして、24年度から新たな介護保険事業について推進をしてまいりたい。制度の推進につきましては、介護保険の運営協議会がございまして、こういった委員の皆様のご意見を伺いな

がら、第5期の策定に入りたいというふうに考えております。

12番（瀧口義雄君） 3番目の質問に入っていっちゃう状況ですけれども、ちょっとその後にはしたいと思いますので。

次に、防犯カメラ、監視カメラの設置についてなんですけれども、防犯カメラというのは、大変有効的な面もありますけれども、先ほど述べましたように個人情報の件、プライバシーの件、地域の理解が必要でなきゃなかなか難しい問題がございます。そういう中で、カメラの有効性というのはある程度、社会的に認知されてきたのではないかなと思っております。御宿町は、消防団の活動を初め区役員、PTA、SST、町職員等、また防犯のことに関しては、他町と比べて組織体系が大変整っております。そうはいても、なかなか人的なものだけでは難しい面もございます。最近ではLEDを使用した防犯灯も設置され、通勤・通学者に大変喜ばれております。いろいろな形で防犯ということに対しては積極的な町だと思っております。

そういう中でまず1点、防災登録者は今後どういうふうに普及させていくのかと。

それと、防犯灯というか街路灯ですね。これはどういう形で管理運営されているのかと。特に私なんか住んでいる御宿台は、街路灯という防犯灯というか、莫大な数ですけれども、そういうものはどうやって、今言われたように、管理運営されているのか。所有者ですね、そういうものはどうかと。

また、先ほど申しましたように、LEDの防犯灯、大変いい施策だと思っておりますけれども、今後、どういう形で展開していくのかというこの3点。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、防災登録者ということでございますけれども、町の防災登録見込者数は、8月現在で高齢者世帯が32世帯、ひとり暮らしの高齢者数が268人、身障者が10名というふうになってございます。このうちの防災登録されているひとり暮らしの高齢者の方々は191人ということで、約30%弱の方が未登録の状況にございます。未登録の方々につきましても、災害のときには援助が必要とされる場合がございますので、個人情報の垣根を超えまして対処するということがやはり必要ではないかなというふうに考えてございます。

となりますと、先ほど申し上げましたけれども、民生委員の皆さんだけではなくて、区の皆さんと情報交換いたしまして、情報の収集あるいは情報の信ぴょう性について整理をしていかなければならないのかなというふうに考えてございます。

また、この情報提供につきましては、防災の最前線で活躍されております町消防団の方々、

あるいは駐在所の警察官の方々との連携というものが防災対策では非常に重要だというふうに考えておりますので、今後、いろいろな形で制度を検討してまいりたいというように考えております。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 御宿台の街路灯、防犯灯の管理運営状況についてお答え申し上げます。

御宿台の設置状況であります。街路灯が112棟、水銀灯が21棟、防犯灯が576棟設置されております。管理運営の状況でありますけれども、御宿台の多目的広場に設置されている街路灯でありますとか中央公園憩いの広場、これらについては町が管理しており、月額1万6千円の電気料を負担しているという状況でございます。残りにつきましては、株式会社西武プロパティーズが維持管理を行っているという状況であります。

次に、LED防犯灯の設置につきましては、環境に優しく省エネ効果を目的といたしまして、既設の蛍光灯型防犯灯を交換する形で、町内全体で今年度上半期で254基を、主要な通学路を中心に付けかえを行ったところであります。

また、防犯灯の設置につきましては、基本的に東電柱へ添架し、1本間隔で設置しております。今後につきましては、区役員さんと協議し、本年度未整備の主要通学路を優先し、計画的に付け替えを行いたいと考えております。また、灯具の腐食や風害等で修繕する場合は、LEDの灯具へ随時切りかえを予定しております。

防犯灯の管理につきましては、防犯灯設置維持管理要綱によりまして、当該防犯灯の電気料金の支払いをする者が行うこととしております。運営費ですが、平成21年度の実績で申し上げますと、電気料補助金1棟当たり173円、電球交換費用として年間一律2万円を各区へ維持管理費として歳出しておるところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

12番（瀧口義雄君） 確認なんですけれども、御宿台は西武プロパティーズが管理運営と。所有権が西武なんですか、それとも町が所有権を持っていて、西武に管理されているんですか。その辺。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 基本的には西武が所有権を持っております。ただし、LEDにつきましては、今回、交換のほうについては町が全額出しております。所有権は町にありますけれども、各区と同じように、管理運営については西武プロパティーズをお願いしているという

状況でございます。

12番（瀧口義雄君） じゃ、LEDと多目的以外はまだ西武が所有権を持っているということでもよろしいんですね。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） そのとおりと認識しております。

12番（瀧口義雄君） わかりました。

今回、小学校に怪電話みたいなのがありまして、町全体で警備体制を敷いたと。大変苦労なさったと聞いております。まあ事故がなくてよかったと思っております。そういう中で、今回、人数はどのくらい動員されたのかと。

それと、今、電話に関しては、ナンバーディスプレイ、ネームディスプレイ、そういうものがあります。そういうものを例えば学校、保育所、児童館等に導入を検討する気はないのかと。また、勝浦小ではNTTと提携して、まあ登録してですけれども、一斉配信して情報を発信するような形が整備されたと聞いております。この3点についてちょっと聞きたいんですけれども。

議長（新井 明君） 大竹教育課長。

教育課長（大竹伸弘君） それではまず、学校のナンバーディスプレイの導入ということのご質問にお答えします。

御宿小学校の不審電話につきましては、電話が切れた直後にNTTのナンバーお知らせサービス、136番になりますが、こちらのほうで発信者の確認をしておりますが、非通知というような結果でありました。学校には、県や町、他の学校など、さまざまなところから電話がかかってきてありまして、また保護者からも、非通知での発信や公衆電話からの電話もかかっているとされます。しかしながら、当然、すべての電話に対応をしなければならないということでございます。

御宿小学校では現在、2回線の電話回線を、電話交換機を使いまして、その利用についてコントロールしております。この交換機が御宿小学校の場合には旧式のものでございまして、ナンバーディスプレイのサービスには現在のところ対応できていない機種であるということでもございました。こうした交換機の更新、また外線を受ける電話機自体の更新、それから回線ごとのサービス料がかかると思いますが、こうした点を踏まえまして、学校や関係者の意見を聞きながら、導入について今後検討させていただきたいと考えております。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 関連して保育所と児童館というご質問でございますが、保育所につきましては、不審者とか不審電話の対応につきましては、それぞれの保育所で月に1回程度、避難訓練といえますか、防災訓練を実施してございます。ただ、電話の関係につきましては、今のところ整備されておられませんので、今後は、導入の効果と、あるいは保護者会との関連もございまして、このたび、新しく御宿小学校保護者会が発足いたしましたので、そういう方々と協議をしながら、検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（新井 明君） 大竹教育課長。

教育課長（大竹伸弘君） それでは次に勝浦小で導入されておりますシステムについてご説明させていただきます。

議員に、情報提供いただきましたシステムにつきましては、NTTデータが提供しているサービスでありまして、子ども安全連絡網というサービスでございます。

電話による申し送り型の連絡網につきましては、連絡内容が微妙が変化をしたり、また伝達完了までに時間がかかることとなります。この子ども安全連絡網においては、こうした連絡を電子メールや電話、ファクスなどで一斉に送信するサービスであります。一斉の送信によりまして、全保護者に同じ内容が同時に送信され、正確に早く伝えられることとなります。こうした通常の連絡に加え、確実に伝えたい重要で緊急性のある情報につきましては、追いかけて連絡と言われる、あらかじめ保護者に優先順位をつけて登録いただいた3つの手段について、優先順位に沿って、到達が確認できるまで行うというサービスもございます。

システムのメリットといたしましては、一斉に送信されるために、正確に同じ内容を早く伝えられること、すべての保護者への伝達を確認するまでの先生方の負担、次の保護者に電話を回す保護者の負担について軽減されることが想定されます。

一方、個人情報システムに登録するということになりますので、こうした点についての保護者の理解、またメール等の送信時にかかる費用及び受信確認のための返信にかかる費用については保護者の負担ということになります。また、このほか、児童生徒1人当たりの保護者に配付されるIDの一部送信費用を含む年間基本料金は750円程度となっております。

また、このシステムのメリットを十分に生かすには、ほぼ100%の保護者の方々の理解、同意が必要であるというふうに考えております。こうした保護者の個人情報の登録や発生する費用も踏まえまして保護者や学校と協議し、導入について検討していきたいというふうに考えております。

もう一点、今回の不審電話の騒ぎで動員された人数と期間ということでございますが、御宿小学校への不審電話は、7月1日の午後4時過ぎでございました。この日は、部活動を終了し、子供たちを集団下校させ、この下校に教職員が付き添うとともに、警察にもパトロールの依頼をしております。また、連絡網により保護者に登下校における付き添い、通学路での見守りをお願いしております。

また、町でも、翌日となる2日には、各課局室で翌日の登下校時の公用車によるパトロールを行うこととし、SSTには、登下校時の地区パトロールをお願いいたしました。この体制につきましては、役場のパトロールは総務課、教育課の2課体制としましたが、5日以降も継続いたしました。

保護者会のほうでも、3日の土曜日に、保護者会役員会を開催いたしまして、1学期の終了する20日まで、登下校時の付き添い、通学路での見守りを継続することと決定しております。

これを受けまして、町でもパトロールを継続するとともに、SSTにも可能な範囲でご協力いただけるようお願いしております。

一部、教育課でのパトロールは、夏休みに入った部活動の時間に合わせて、28日まで継続いたしました。全体といたしましては、20日までの間、パトロール、見守りにご協力いただき、この期間につきましては12日間ということでありました。この間の活動人員につきましては、すべてを積算することは難しい状況ではありますが、学校にもお願いし、把握できる範囲、推計できる範囲において積み上げた数値をいただき、その数値は次のようになっております。

まず、先生方の活動は延べ77名ということでありました。保護者やSSTの協力体制を踏まえて、途中から学校の敷地内での子供たちの安全確認に努めることとして体制の切りかえを行っております。

保護者につきましては、登下校の付き添い、見守り活動で延べ1,750人のご協力をいただきました。

SST、区役員の方々には、各地区の見守り、付き添いをお願いし、延べ445人にご協力をいただきました。

役場は、車両によるパトロールで延べ103人でありました。

このほか、登下校時に合わせて通り沿いの自宅の前に立っていただいた方等もおりまして、大変多くの方々にご協力をいただきました。

以上でございます。

12番（瀧口義雄君） 大変多くの人たちが協力なさっているということで、感謝しなきゃ

いけないかと。また、別の面で整備を急がなきゃいけないのかなと思っております。

御宿町は本当にコンパクトな町で、24.92%、また国道128、布施と岩和田と道が単純な形でできております。そういう中で、防犯カメラというのは大変有効性があるのではないかなと思っております。先ほど申しましたけれども、個人情報が一番のネック、また住民の理解が大変必要なものではないかなと思っております。

そういう中で2点、最近、行方不明者等、警察、消防、町等が搜索した例はどのくらいあるのか。とりあえずそれだけちょっとお聞きしたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 御宿町におけます行方不明者等で警察、消防、町で搜索した例を申し上げますと、平成17年度から平成21年度までの過去5年間の件数でお答えを申しますと、合計4件、3地区になります。岩和田地区1件、上布施地区1件、御宿台地区で2件という状況で、年齢につきましては、30歳から82歳までという方になってございます。

12番（瀧口義雄君） 地域の理解とか、そういうものを賜るといふ形の中で、防犯カメラの設置に対して町として検討委員会というものを立ち上げて検討する気はあるかないかという質問です。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 防犯カメラの設置につきましては、犯罪の防止については、みずからが犯罪の被害に遭わないように努めるとともに、日常的に防犯パトロールや声かけ活動を行うなどのコミュニティ活動を行うことが効果的であると言われておるわけであります。

しかし、これらの活動にはおのずと限界があることから、こうしたことを補完するものとして防犯カメラを設置することは、犯罪の抑止効果や犯罪の解決に役立つと言われております。議員のご質問にもありますように、防犯カメラは不特定多数の人を無断で撮影することになり、プライバシー保護の観点からも、地域の人たちの理解と協力、防犯カメラの常時監視体制を初め、さらには防犯カメラそのものの防護対策など、多くの課題もございます。今後も防犯カメラの設置基準等、警察署のアドバイスをいただきながら、区役員さんを中心に調査研究を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、安全で安心な町づくりに向けて今後も地域や関係団体に呼びかけるとともに、警察など関係機関との連携を密にし、パトロールの強化を図りまして一層の犯罪抑止に努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りたいと思います。

12番（瀧口義雄君） ぜひその検討委員会等を立ち上げて、住民の理解を賜って、防犯カ

メラ設置に前向きな方向でいっていただければ、よりいい町になるのではないかなと思っています。また、先ほど言われたように、行方不明者の捜索には大変有効ではないかなと思っています。消防団も大変苦労している面があります。そういう中で、何度も申し上げますように、個人情報の壁をどう乗り越えるかという1点ではないかなと思っています。そういう中でぜひ検討委員会を立ち上げて協議していただきたいと思います。

議長（新井 明君） ただいまから10分ほど休憩を入りたいんですが。

じゃ、休憩入れます。

（午前10時34分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時46分）

議長（新井 明君） 一般質問者、どうぞ。

12番（瀧口義雄君） 続きまして、介護施設の誘致についてなんですけれども、先ほど、御宿町の人口の構成は聞いておりますけれども、デイサービス、施設の入所、利用待ちは大変多いと聞いております。どのくらいかと。県下の一の高齢化の町ということで、サービス提供が減ることはないと思っています。まず介護利用者数ですね。また待機、どのくらいあるんでしょうか。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 介護関係の認定者数ということでございますが、本年3月で介護サービスの利用者数372名、うち施設利用者数91名でございます。今後の施設利用の増加率でございますけれども、ここ数年の実績といたしましては、年々10%程度の増加を示しております。ところが、今年の3月現在で、対前年度と比べてみますと約17%の伸びを示しておりますので、今後の施設利用者が減ることは考えにくく、むしろ増加傾向であるというふうなことが推測されると考えております。

施設の待機者数につきましては、町が把握しているところだと、57名の方が待機しているというふうな調査となっております。内訳につきましては、この後にご質問いただいているようでございますので、そのときにご説明いたします。

12番（瀧口義雄君） あとは、在宅介護という国の方針の中で、どうしても施設入所ということが必要不可欠な住民もいらっしゃいます。そういう中で、特別養護老人施設、また介護



老人福祉施設等にかかわる町の負担はどのくらいあるのかと。それと、例えば新しい施設が建設された場合、御宿町の住民が優先的に入れるのか。また、施設に対する町の負担ですね。負担のある施設とない施設があると思うんですが、その違いと。他町からその施設に入った場合、町の負担はあるのかということですね。それと、入居者に対する町の負担、先ほど言いましたけれども、介護度によって、また収入によって違うというのは承知しておりますけれども、この辺はどうかと。また、町外から入所するときの負担はどうなるのかと。また、住所地特例というのがありますけれども、適用はどうされているのかと。これは脱法的なこともできるという、2度転居すれば、住所特例が消えてしまうという話も聞いております。この辺の防止策はどうなるのかと。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。デメリットとメリット、その辺をちょっと詳しくご説明願えればと思っています。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、町の負担ということで、事前にご質問いただいておりますので、こちらにつきまして総体的にご説明をさせていただきたいと思います。

施設の開設によりまして、介護給付費の年12.5%が市町村の負担額ということになります。これは一般財源からの法定負担分として増えてくるということになります。施設が増えることによりましてですね。施設規模にもよりますけれども、100床程度の施設を開設したといたしまして、町民が20名程度入所した場合を想定いたしまして、条件といたしましては、入居者のすべてが介護度4ということで負担率を例として算定してみましたので、こちらについてご説明をさせていただきたいと思います。

介護度4ということになりますと、1人分の1日の施設サービス費は8,810円ということになります。日にちと人数を換算しまして、町介護保険特別会計が負担する給付率、いわゆる10%が個人負担でございますので、あとの90%を掛けて、介護度4で20名入所しますと、約5,800万円の負担になります。このほかに介護サービス費などを含めると、年間約8,000万円を町の介護保険特別会計から支出するということになります。これを1号被保険者で割りますと、1人あたりの保険料が現在の保険料よりも5千円近く増えるというように考えられます。さらに、法定内の一般財源からの繰入金金を1,000万円増額するということになりますので、一般財源の法定内の繰入れを増額するというような形になります。

また、施設につきましては、固定資産税が地方税法によりまして非課税となりますので、実際に施設の運営費といったものについては、負担という形でサービス料の中に含まれてございます。一般的には、今申し上げましたように、約5,800万円の負担増となるだろうと。20名の

方が介護度4で新しい施設に入るといことになりますと、そういうシミュレーションができるかなというふうに思っております。

また、町民優先の件ということでございますけれども、開設メリットといたしましては、地域雇用とか施設待機者の対応ということが考えられますけれども、なかなか雇用状況も条件によって、資格が必要な場合がありますので、地元雇用が図られるという一般的なメリットがどこまでできるのかなということも考えられます。

現在の町の待機者状況につきましては、本年8月現在の待機者数、今のところ町が発表しているのは、先ほど申し上げました57名でございます。内訳といたしましては、居宅が33名、病院が16名、老健施設が8名ということになっておりまして、特にひとり暮らしの世帯ということで見ますと、重い介護度の4から5、いわゆる寝たきりの関係の方たちは今4名という形になっております。こういう方たちは施設へ入所してございませませんが、デイサービス等の居宅サービスを利用されているということでございますので、何らかの介護対応はされているのかなというふうに考えてございます。

あと、今後の需要関係というのは、高齢化率の増加に基づきまして、当然、その利用は増えてくるだろうなということは考えられますが、各サービスの介護保険特別会計から支出する分は直接、保険料から出すということになりますので、やはり被保険者の保険料が増加せざるを得ない状況もあるのかなという推測もできます。

以上です。

12番（瀧口義雄君） 先ほども町の介護福祉計画というのを聞きましたけれども、町としては、介護施設の事業者を誘致する考えはあるのかと。またもう一件は、介護施設は自治体が設置しなければならない義務があるのかと。この2点をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 事業詳細というのは、今後の第5期介護保険事業の中でまた見直してまいりたいと考えてございますけれども、町が直接誘致する義務ということとはございません。基本的には、当然、起業をするのは民間会社でございますので、認可自体は県が行いますけれども、誘致するにいたしましても、しっかりした企業であるかどうかというものと、それから介護需要あるいは保険料の問題、こういったものも当然勘案しながら考えていかなければいけないというふうには考えてございます。

以上です。

12番（瀧口義雄君） ちょっと順番を変えまして、地デジ対策についてお聞きします。

御宿町は難視聴地区で、この数年、地デジ対策は充分に取り組んできておると思いますが、NHKに対する要望書、活動は続けておりますけれども、岩和田地区に出向いて説明等を実施してあることも聞いております。議会でも地上デジタル放送移行に関する受信状況の調査等、要望を行っております。また先般、石田町長を初め多くの人の署名で、NTTに対する地デジ放送開始に関するフレッツテレビの提供を求める要望書も提出しております。さまざまな対策を講じておりますが、しかしながら、多くの住民が地デジに対する理解に苦しんでおります。期限も来年の7月までということで迫っております。そういう中で、地デジ専門家の相談室の設立と専門の相談員、臨時職員で結構なんですが、そういう配置を考えられないかという質問でございます。また、専門職員が個別の相談を受けるような体制はとれないかという、この2点です。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） これにつきましては、やはり御宿町には高齢者の方が多いと。地デジに対しても、まだかなり浸透してない部分があるというのは承知しております。この中で、先般、議員からもご質問いただきまして、県の緊急雇用経済対策を使った中でこの事業をできないかというのを既に県に問い合わせしております。県としても町の意向を聞いて、それが該当する事業だという回答をいただいております。22年度から認めるという内諾を受けた中で、今、申請を行っております。これについては、23年1月から23年7月までに、具体的な要望事項としては、そういう住民からの相談に乗れる臨時の職員を2名、緊急雇用で採用して、必要に応じては相談者の自宅に伺って説明したいという要望事項を県のほうに上げております。

ただ、緊急雇用については、原則、ハローワークで募集して、新規の雇用ですから、町として危惧するところは、専門の方が実際に募集できるかと。その辺については内部でも多少不安がありますが、事前の準備をしっかりと対策をとりたいと、対応したいというふうに考えております。

12番（瀧口義雄君） そういう技術にたけた人が御宿町の専門職員になっていただければと思っています。高齢者世帯に対する配慮から必要じゃないかなと思っています。11月に試験電波が出るということなので、ぜひその対応を急いでいただければと思っています。ありがとうございます。

続きまして、公共施設の有効利用についてなんですけれども、町長も先般、フレックスタイムですか、またサンデーオープン等を導入しておりますけれども、この結果はどうかと。実績ですね。それをまずお聞きしたいのと、多様な施設が御宿町にはございますけれども、町

長は職員の意識改革を行うということをおっしゃっています。その辺を兼ねて公共施設のあり方についてちょっとお聞きしたいと思っていますけれども、まず実績をお聞きしたいと思っています。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） フレックスタイム導入時とサンデーオープン導入時の実績についてお答えいたします。

フレックスタイムにつきましては、平成21年4月から1年間、試行的に実施してまいりました。年間242日間、200件の実績で、1日当たり0.8件、月平均16.7件、一番多い利用月は7月の36件、少ない利用月は1月の6件という状況でありました。

次に、今年4月から試行的に実施しておりますサンデーオープンにつきましては、毎月第3日曜日の9時から12時までの3時間、職員3名で対応しております。8月までに5日間実施しており、実績といたしましては17件という状況です。1日平均3.4件という状況で、4月が6件で一番多い利用がございましたが、8月は1件という状況でありました。

防災無線や広報でサンデーオープンの周知を図っていますが、当初の目標値、1日5件には達しておりません。利用者に対しアンケート調査を実施しておりますが、月1回3時間という日程につきまして適当と答えた方は12名、全体の7割を占めているという状況でございます。

12番（瀧口義雄君） 12名の7割でしたら、実態とはちょっとかけ離れておられると思うんですけども、夜夜中に離婚届を持ってくる人も余りいないと思うんですけども、現場ですね、住民が利用する公共施設のオープン、それをぜひお願いしたいと思います。それはやっぱり、先に町長が言われたように、定住化策の一環ではないかなと。確かに、年齢を問わず、今、パートタイムに出ておりますけれども、なかなか土日休みを休みにするとか、5時で終わりにするような仕事状況にはないと思います。大変厳しい世の中です。そういう中で、保育所も7時まで延長保育やっておるのを承知しております。土曜日もあけておるのも承知しております。そういう中で、土日オープンできて、ローテーションも大変でしょうけれども、そういう形の施設の開放をしていただければ、パートタイマーの人もなかなか雇用に対していいんじゃないかなと。今、勤務状況でわがままも言えない状況が続いております。8時から5時で終わるような仕事は、今はほとんどないです。町内で仕事があればいいんですけども、町外へ行ったら、帰る時間もあります。通勤時間もございませぬ。そういう中で土日の保育。児童館もそうです。そういうところをぜひ対応。まあアンケートも必要なんだろうけれども、若い人がこちらに定住するにしても、その辺の不安が充分にあると思います。

木原課長が定住化のパンフレット出しましたけれども、アパートでも6万円とか7万円とか、そういう中でなかなかきつい面があります。夫婦共働きという形をとらざるを得ない状況の中で、受け入れ体制が充分ではないと思っております。

また、公共施設ですけれども、公民館、月曜日休館ですけれども、こういう施設。夏はB & Gですけれども、フルタイムであけるという形が今の需要に関して必要なものではないかと思っています。例えばプールのほうですね。B & Gですね。たかだか夏の時期で月曜日休んでいたら、年間365日の何日かだと。これは全く施設の無駄になってしまいますから。また、今年はB & Gで水泳教室をやったという話も広報に載っておりますけれども、水泳教室を開くとかほかの課と協力して健康増進の形で指導するとか、いろいろと利用方法はあると思います。そういう中で公共施設の開放を全面に打ち出していただけないかという質問です。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 今、議員からお話しいただいたように、保育所におきましても時間外保育、あるいは土曜日の午前中の保育も実施しておりますし、またほかの児童クラブ、児童館のほうの活動におきましても、夏季休暇などにつきましては、平常時間よりも早くあけたり、また、おそい方がいた場合には多少、時間延長しているというような形で、なるべく利用者の立場に沿った形で実施しているところでございますけれども、今後、そのような状況等につきましては、利用者の皆様のご意見を伺いながら対応を考えていきたいというふうに考えております。

12番（瀧口義雄君） いすみ市では夜間保育まで検討しておるという話を聞いておりますけれども、国保国吉病院 いすみ医療センターですか あるということもありませんけれども、そこまで対応する必要があるかというのはまた疑問ですけれども、ぜひそういう形で地域の要望を聞きながら対応していただければと思っています。教育課長。

議長（新井 明君） 大竹教育課長。

教育課長（大竹伸弘君） 海洋センターのプールについてのお話でしたが、海洋センターのプールの休業日につきましては、現在、教育委員会規則によりまして、毎週月曜日、国民の祝日の翌日ということとなっております。7月20日について、海の日翌日だったことから休業となっておりますが、窓口への掲示などを行ってきましたけれども、来場された方がいたということをお聞きしましたので、今後、休業日等については、お知らせ板に掲載するなど、周知のほうを図っていきたいと思っております。

今年度の海洋センタープールにつきましては、7月17日から8月31日まで、施設を開設いた

しました。この間の日数は、開設日が38日間、休業日が8日間ということでございました。この間の利用者は2,132名という利用状況でございました。施設管理の面からでは、週に1回程度の休業日を設けて安全確認や施設の点検、小修繕などを行うことが望ましいというふうに考えております。また、職員の配置につきましても、現状での配置となっておりますことから、海洋センターの指導員の資格を有する職員の育成等が課題となっておりますかと思っております。

利用状況、利用者等の意見、また教育委員会の意見を聞きながら、今後の運営については検討させていただきたいと考えております。

以上です。

12番(瀧口義雄君) 教育課長、いいですか。確かに規則も規約もありますけれども、年間40日しかあけない中で、その言い方していたら、施設はみんなつからないほうがいいという話になってしまいますよ。たかだか夏の時期しかあけないんだから、フルオープンであけると。それが町長の意識改革じゃないんですか。職員が足りないなら、臨時職員も対応できるし、いろいろな形でできると思うんですよね。40日しか夏の間あけないのに、そこに休館日が入ると。こういう天気のときはなかなか不都合じゃないかなと。

それと、ぜひ独自に教室等を開いて。御宿は海の町です。泳げない子がいてはなかなか難しいという中で、学校では対応がなかなかとれないと。B & Gで水泳教室。大原にスイミングスクールもあります。そういう指導員をお願いして、せめて泳げる子供にしていただければと思っております。

まあこの辺でこれは結構ですけれども、ぜひそういう形で来年度は、スイミング教室なり、フィットネスなり、いろいろな形でその施設の有効利用を図っていただければと思っています。

また、公民館に関しても、月曜日を閉めるというのはなかなか問題ではないかなと。この時世においては、臨時職員で対応するなり、いろいろな対応でオープンできる形がとればなかなかいいのではないかなと思っていますので、ぜひ検討していただきたいと思っています。

教育課の話なんですけれども、先ほど、小学校のお話がありましたけれども、9月2日の千葉日報に、新米おいしいよという記事がございました。ちょっと読ませていただきますと、子供たちに新米を味わってもらおうと、白子町学校給食共同調理場は1日、収穫されたばかりの同町産の新米を使った給食を実施したと。新米の給食は、地産地消を進める同調理場が毎年行っていると。それで子供の感想とかいろいろと載っております。

御宿も米ができておりますけれども、給食で新米を使うということは、地元としても、子供としてもなかなかいいのではないかなと。御宿は12日から伊勢えび祭りが始まります。地産地

消という話もありますけれども、先ほどのプールの話もそうなんですけれども、御宿町で生まれて、御宿町で育って、小学校の給食に伊勢エビとかサザエとか、そういうのが使われればなかなかいいのではないかなと。大きくなって、御宿では給食に地元の特産のエビとサザエが出るというのはなかなかいい話ではないかなと、そう思うんですけれども、町長どうですか。年1回ぐらい、給食に。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） いろいろとご指摘いただきましたけれども、私もその意見には賛成したいと思っています。

先ほどの関連ですけれども、公共施設の有効利用ということでございますが、今の社会状況から見て、もっともなご指摘であると思います。働きやすい、住みやすい環境をつくるために、十分に検討させていただきます。

12番（瀧口義雄君） ありがとうございます。新米も出回っていますけれども、給食で9月1日出すというのはなかなかいい話ではないかなと思っています。

ちなみに、御宿町はどこのお米を使っておるんですか。

議長（新井 明君） 大竹教育課長。

教育課長（大竹伸弘君） お米につきましては、まあ県内のものだとは思いますが、学校給食センターから提供されたお米を鴨川市で炊いたものを使用しています。

12番（瀧口義雄君） ぜひ地元のを使っていただきたいと思います。隣にミヤコタナゴのお米をつくっているところもありますので、ぜひそういう形で利用させていただければと思っています。エビでもいろいろと料理の仕方、サザエも料理の仕方あると聞いておりますので、御宿町で伊勢エビが出る、サザエが出るというのはなかなか楽しい話ではないかなと思っています。

続きまして、公共施設に関連して町有地の管理方法なんですけれども、管理運営ですね。以前に貝塚議員の、未使用の町有地に対して今後どのような利用をするかという質問もございました。利用計画のないところにどういう形で活性化を図っていくかという質問を何度もしております。今回、質問なされないようなんですけれども。限られた人数の中でやるのもなかなか難しいという中で、特別チームみたいなをつくらないと難しいのではないかなというのが1つのご提案です。

それともう一つは、御宿町は大変町有地を保有しておりますけれども、借地、逆に言えば貸しているんですけれども、その実態ですね。件数、面積、単価、あるいはどういう形で単価を

決めていっているのかと。また、滞納が多くあると聞いておりますけれども、その辺について 決算状況ですね をお聞きしたいと思っております。

それともう一つ。海岸のほうで駐車場条例がありますね。その決算は。21年度で結構ですからお知らせ願いたいのと、駐車場で貸している公民館とか駅のわきとかいうのもありますね。駐車場条例とは別に年間3万5千円で貸していると。高速バスには何か半端で7万680円で貸しておるといの中で、西武プロパティーズに貸しているのが無料だと。切り返しするからといの中で365日、水曜日以外は全部使っていると。貸すにあたっては、片方は料金とっている、片方はただと。こんな不公平があってはならないと思っているんですけども、その辺を含めて町有地の有効利用、利用計画は今後どうしていくのかということをお聞きしたいと思っております。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 町有地の有効利用ということでご質問でございますが、町有地の中で、貝塚議員のご質問にも何回かお答えしたことがあります。一番面積の大きいものについては天ノ守町有地がございまして、現在のところ、町が事業主体としての事業計画はございません。なかなか昨今の経済情勢では厳しいと思うんですが、民間事業者から計画や提案があり、それが将来的に町の活性化に資する計画であれば、十分に検討してまいりたいと考えております。

また、旧岩和田小学校の一部につきましても、統合後使用しておらず、今年に入って区から、一番古い校舎の撤去と整備について要望がございます。これについては、春に行いました住民懇談会でも皆さんの中にご説明申し上げて、地元区からも意見を伺っております。早急の有効利用を図っていきたくと考えております。

それと、私どもの企画財政課で管理します駐車場につきましても、ご質問に沿ってお答えしますと、駅前駐車場、旧役場、公民館前、その他、岩和田、六軒町等々ございますが、全部で187区画ございます。内訳としまして、駅前が38、旧役場が51、その他、六軒町、岩和田と臨時の駐車場がございます。これについて、年間459万4,500円の収入が上がっております。

また、町有地の借地というご質問でございますが、件数といたしましては、宅地が143、山林が10、今言った駐車場が187、その他で6件という合計で346件となっております。

また、面積につきましては、宅地が43件で5万2,700平米、山林が10件で1万5,500平米となっております。この借地の単価につきましては、平成16年の行革の中でご意見をいただいて、実際持っている、固定資産税をお払いになっている人よりも安いのはいかがなものかというご議論がございました。その中で、単価については固定資産の評価がえとあわせて見直すという



ことを伺ってしまして、現在では路線価を参考に決定しております。

滞納については、20年度までが過年度分ですが、17名、今年度については24名となっております。これについては、7月に行いました決算審査の中でも改善について指摘を受けておりまして、改善を図ってまいりたいと考えております。ただ、借りている方がかなり高齢者の方が増えている状況がございまして、分納誓約等で徴収を促しておりますが、それとあわせて、もともと契約の中で使用してない部分が仮にあった場合、その返還等も含めた中で払いやすいといえますか、その辺も踏まえた中で検討していかなければいけないという認識を持っております。

最後に、ご指摘いただきました旧役場、農協わきの駐車場ですが、これにつきましては、御宿台の住民の皆さんの利便性向上のために、事業者であります西武が平成13年6月から、業者に委託して御宿台と町内の循環バスを運行しております。このときに、バスの切り返しと待機のためにそこを一部利用させていただきたいという申し入れがございまして、地域の利便性の向上ということで、ご指摘のとおり、無償で許可しているという状況でございます。

同時に、ほかの例で申しますと、ラビドール御宿のマイクロバスについても、公民館の大ホールのわきを……

12番（瀧口義雄君） 話が違ってる。片一方は営業でやっているんだよ。ラビドールは無料でやっているんだよ。営業ですけども。

それと、切り返しとかそういう形でやっているけれども、高速バスだってバスの運転手が待機しているという中で、公平にやっつけていかなきゃだめだということですよ。観光客だって1時間に千円払っているという中で、町有地、公共の場を利用するときは応分の負担をすると。営業のときはそうですよ。一般の人が利用するとか、またイベントで利用するのと話が違う。切り返しだけなら、それは構わない。待機はもう営業の話だよ。切り返しまでノーという話じゃない。待機して、それで営業してるんだよ。その辺を混同しちゃいけない。御宿台だからいいという話じゃない。僕らが言っているのは、営業で利益を稼いでいるんですよ。住民はバスを利用しているかもしれないけれども、その辺を混同しちゃいけない。料金をちゃんととると。年間7万円とれば、70万円でした。それはあなたたちのミスだと思ってます。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 農協わきの駐車場につきましては、例えば保育所、小学校で用事があるとき等について、無料の駐車場として……

12番（瀧口義雄君） それは、私が言ったように、町民が使うのと営業で使うのは別だと。

感覚を改めたほうがいい。あなたは税務課長でいたんだから、そんなのうてんきなことやっていたら、ずるずるになっちゃうよ。それはもう答弁いいですよ。そういう感覚だったら、税収も何も料金も上がらない。じゃ高速バスは待機しているからいいのかと。ラビドールのバスとか、そういう話とは違う。全く種が違う。隣の隣に町長がいるから、後で聞きなさい。みっともない。

あと、町有地の3年ごとの見直しなんですけれども、どのような基準で、どこで決定するのかと。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） これにつきましては、固定資産税の評価がえをもとに見直しを行っております。

12番（瀧口義雄君） だから、どこでどういう基準ですのかと。路線価格で計算3年ごとにするというのはわかっているんですけれども、例えば何らかの協議会みたいのつくってやるのか、あなたが独自でやるのか、それを町長が決裁するのかと。その基準は何かと。路線価格を基準にしてやるということは聞いておりますけれども。固定資産税より上にするという話は聞いておりますけれども。

企画財政課長（木原政吉君） 固定資産も路線価を、評価替えを落とした路線価を基準に事務方で決定し、町長の決裁を受けて通知しております。

12番（瀧口義雄君） だから、路線価格が出ると。何%掛けるんだということを聞いている。

企画財政課長（木原政吉君） これにつきましては、一般宅地については1.4%、その他、商業地、別荘等については、また別途の率。

12番（瀧口義雄君） 大体幾らですか。

企画財政課長（木原政吉君） 営業用地で住宅と併用するものについては1.7%、営業用地の専用のものについては2.1%、宅地で別荘等の住居以外に使用するものについては4.2%。そういう決まりで通常出しております。

12番（瀧口義雄君） 質問書を出しているんですから、基準を言ってもらわないと。前もそうなんです、あなた。ふるさと基金のときの質問は、白鳥議員が言いましたけれども、1つずつ答えていると。なかなか不親切だと私は思っています。

そういう中で、県は3.0%、1,000分の30、町はこういう形で、その辺の見直しはする気ないのかということと、御宿町内だって駐在所は1,000分の30でやっている。同じ町有地でそうや

っていると。これはどう判断したらいいんですか。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） この町有地の料金につきまして、その率につきましては、平成16年に見直しをしております。そのときに、固定資産税よりもかなり安い状況が長く続いていると。急に上げることはできないという段階で、とりあえずは固定資産税と同じ率にもっていくということで決定を見ております。その後、経済情勢が変われば徐々に上げていくわけですが、今のところ、上げる段階には至っていないという状況の中で、今後、景気がよくなれば、当然、上げていかなければならないというふうに認識しております。

12番（瀧口義雄君） 要するに、利率を考え直すと、県の水準の1,000分の30まで持っていくということですね。

それと、最後になりますけれども、時間が迫っておりますけれども、夏がこういう形で終わった中で、農業、水産、観光のトータルのお話を聞きたいと思っております。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、夏季における観光施設のまず利用状況……

12番（瀧口義雄君） 課長、時間見て。

産業観光課長（藤原 勇君） ついてご説明いたします。

海水浴場は、前年度と比較すると16%減の22万4,560人となっており、各海水浴場の内訳は、浜海水浴場が前年度比7%減の1万8,920人、中央海水浴場が前年度比16%減の18万4,070人、岩和田海水浴場が前年度比23%減の2万1,570人、町営プールは前年度比21%増の1万7,016人、町営駐車場については前年度比5%増の1万4,052台の結果となっています。

また、8月15日の中央海水浴場、岩和田海水浴場、町営プールの観光客104人にアクアライン利用状況を調査したところ、交通手段として自動車を利用してきた海水浴客は89%、うちアクアライン利用客は16.3%、また県別の来訪者が多い県は東京都の33.7%の結果となっています。

海水浴場の減少の要因としては、景気の低迷や雇用の不透明性、また今回、高速道路の値引きなどによって他県を含めた海水浴場の選択肢が増えたことなど、さまざまな要因があったものと考えています。

以上です。

12番（瀧口義雄君） 3月議会も観光に関する問題の提案が何人もなされておりますけれども、町長も観光に関する提案ですね、大変多岐にわたっておりますけれども、こういうもの

に対して今後どう対応していくのかと。私も3月の議会ではいろいろとご提案申し上げておりますけれども、この3月までにどういう対応として来年度予算に実施していくのかと。いけなかったらごみ箱に捨てちゃうのかという話が全く見えないんですけれども。貝塚議員もご提案なさっていますけれども、観光とは限らず、産業に対する来年度予算の心構えですね。結構ですから、それだけで。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 産業全体としては、引き続き中山間地総合事業における営農計画の充実や、磯根の保全を目的とした関係者との協議を行っている漁礁協議会の促進など、既存の事業をさらに充実するほか、また新規事業としては、関係者との充分なお話し合いをしながら考えていますので、よろしく願いいたします。

12番（瀧口義雄君） これで質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

議長（新井 明君） 以上で12番、瀧口義雄君の一般質問を終了いたします。

石 井 芳 清 君

議長（新井 明君） 続きまして、5番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（5番 石井芳清君 登壇）

5番（石井芳清君） 5番、石井です。それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

まず第1点目ではありますが、町長の政治姿勢についてお伺いをいたします。とりわけ国の動向と来年度予算編成方針についてであります。

菅内閣は7月17日に、総予算の組みかえで元気な日本を復活させる、今日こちらにお持ちしてありますが、2011年度予算の概算要求基準を閣議決定いたしました。この詳細について今日は触れませんが、簡単に申し上げますと、一律1割削減で元気な日本を復活させると。ご承知のとおり、これまで国は各種施策を切り刻んでまいりました。地方財政はきゅうきゅうとしているというのが実態ではなかろうかと思う次第であります。またさらに、民主党は今現在、代表選挙を26日から行うということで、小沢一郎前幹事長の出馬表明によって、菅直人首相との党を二分しての戦いとなりました。しかし、それは国民不在の不毛な権力闘争でしかないと言わざるを得ません。過去最悪の若年失業率11.1%、円高、株安、社会保障の崩壊の放置、こうした状況を前に、今、政府与党が直ちに直すべきことは山積みではないでしょうか。政治の空白、これはあってはならないことではないかと指摘をさせていただきたいというふうに思いま

す。連日の選挙報道で見せつけられる民主党所属議員の数合わせを、そんなことをやっている場合かといらいらしながら見ている国民も少なくないのではないのでしょうか。政府はようやく追加経済対策の検討を始めましたが、大企業に社会的な責任を果たさせるという観点を全く欠いた小手先の対策では、焼け石に水でしかありません。今般行われております代表選の中でも、民主党が政権党として参議院での国民の厳しい審判をどう受けとめて、暮らしや経済、外交で国民が抱えている閉塞感をどう打開していくのかが問われているのではないのでしょうか。2人の間には、国民世論を反映して、さまざまなニュアンスの違いも一定ありますが、この太い柱での議論が欠落していると考えます。

その一例として財源問題では、小沢一郎前幹事長は、国から地方への補助金を一括交付金にすれば、無駄な歳出を削減できるため、財源が生み出せると主張しておられます。しかし、国の地方補助金は、今年度で21兆円ですが、そのうち8割は社会保障、教育関係であり、国が責任を持って地方に払うべき負担金でございます。これを大幅に削ろうとすれば、福祉や教育に対する国の責任を放置することになり、今でも厳しい地方財政が全く成り立たなくなってしまうのではないのでしょうか。

一方の菅首相も、参議院選挙で国民から厳しい審判を受けたにもかかわらず、消費税の増税に固執しております。消費税増税は景気悪化の引き金になるのは既に証明済みです。1997年4月に消費税が3%から5%に増税された際、医療改革なども含めて約9兆円の負担増が国民に押しつけられました。その結果、景気は後退いたしました。橋本首相 当時であります が 後に、消費税増税が不況の原因の1つになっている。これは2001年4月12日に自民党総裁選の共同記者会見で答えたものでありますが、このように、消費税が原因になっていることを認めました。これは、どうしても軍事費や大企業、大資産家優遇という2つの聖域にメスを入れる姿勢がないからではないのでしょうか。財界、アメリカ言いなりの枠から抜け出すことこそ国民の暮らしを抜本的に立て直す道であり、ここにメスを入れる以外にないと考えるものであります。

一方で、町民の暮らしといえば、昨年からの400周年記念なども含めて、一部に明るい材料もありますが、本年度予算の税収額を見ましても、マイナス5ポイント、5%引き下げたの予算組みであり、高齢化率の高まりとともに、この先どうして暮らしていけばいいのかという声や、各種の寄附の要請に千円の寄附を払うのも切ないです、こういう声が寄せられております。また、本町は最低年金で暮らしている方も多く、年金から医療や介護の料金を引かないでほしいという声も寄せられております。さらに、町民清掃を初めボランティア活動など、本来、

本人の意思によるものと思いますが、こうした有形、無形の負担が将来不安にさらに拍車をかけていると思います。

こうした内外の政治、経済情勢のもとで、大きくいえば御宿町の来年度予算編成方針ということになると思いますが、財源確保と負担軽減の両立をどう図っていくのか、まず町長の見解をお聞きして、補足があれば事務方からの答弁を求めたいと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 簡潔に申し上げますと、去年は9月16日に新政権が発足いたしまして、国が予算編成方針を閣議決定いたしました。いわゆるコンクリートから人へ、また地域主権といった基本理念を示したのは12月15日ございました。今年度は、民主党代表選挙は9月14日に実施されることになっておりますが、その結果によっては、国の予算配分等においても大きく影響があるものと思われま。政府概算要求の集計では96兆円を超え、今後、特別政策枠や財源等において調整が図られるとしてございますが、地方財政に与える影響などは依然として不透明な部分が多く、今後の動向に引き続き注視し、町の予算編成においても的確に反映していくことが重要であると考えております。

来年度の重点施策といたしまして、私のマニフェストにも掲げておりますが、福祉の充実、各産業の活性化、教育・文化の振興等について重点施策に挙げまして、3カ年実施計画をベースにして行政課題を着実に進めてまいりたいと考えております。また、減少傾向にあります自主財源については、徴収強化はもちろんのこと、新たな財源確保に向けた積極的な検討を行うとともに、議会を初め各種団体のご意見、ご協力をいただきながら、地域のあらゆる資源、エネルギーを活用し、協働による個性と活力ある町づくりを進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 財源確保と負担の軽減というご質問でございましたが、景気低迷や高齢化の進展によりまして、今後も町税収の減少が見込まれております。

こうした中、町長の答弁にもございましたが、税収の徴収率の向上に向けて、より組織的な徴収体制の強化を進めていく必要があるというふうに認識しております。また、税外の収入につきましても、実態を踏まえた中でさらに検討することが必要だというふうにも考えております。今まで、町ホームページや広報紙、パンフレットや封筒といったところに民間の広告を掲載することでその費用に充てる等、新たな財源確保を求めてまいりましたが、今後も、無駄を省くと同時にさらに検討してまいりたいというふうに考えております。

また、負担の軽減ということでございますが、町では、例えば成人健診等の個人負担については、従来から行革推進住民懇談会でご協議いただき、受益者負担の観点から適正かどうかご意見をいただいて検討しているところでございます。来年、23年度から始まります第6次町行革大綱の策定につきましては、この秋から行革推進住民懇談会でご協議いただくこととなりますが、ご指摘のとおり、景気の低迷の中、住民の皆さんの生活は大変厳しいというご質問があった中、これを踏まえまして報告しまして協議していただくというふうに考えております。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。1つは税収という問題であります。これはご承知のとおり、右肩下がりですね。かつての右肩上がりから右肩下がりということで、何度も繰り返し申し上げておりますけれども、税金というのは、対前年度の収入に対する課税ということになりますので、なおかつ、各種、例えば介護保険料だとか後期高齢者医療だとかいうものが天引きになっていくと。そういう中で住民税だとか、いわゆる可処分所得と言うんですかね、実際に使えるお金というのが年々少なくなってくる中で、国保税も含めてじわじわ上がっていくのというのが例えば一例だとすると、そういう実態だろうというふうに思うわけでありませぬ。ですから、そういった町民の暮らしというのはやはりきちんと見ていただいて、本当に安心して暮らしていける町づくりをどう構築していくのかということが大変大事になってくると思います。確かにいろいろなご意見を聞くのも大変大事だと思いますが、まずその観点を町が町民に、今の暮らしの状態、実態というのをまずつかんでいただいて、町から手を差し伸べていくと、具体的な案を提案していくということが大事じゃないかというふうに思うんです。そうしませんと、先ほどの話ではありませんけれども、テレビの一般報道を含めまして、財政が厳しい財政が厳しいという中で、例えば医療、福祉などについての必要なサービスも住民みずから閉ざしていってしまうというようなことなども幾つか伺っております。ですから、そういうことも踏まえてまず町が先頭になって、そうした具体的な施策、これはそんなにお金かからないもの大変多いと思います。できることがたくさんあると思いますので、そうしたものをまず町のほうが住民に具体的提案としてこれからつくっていただいて、来年度予算案、ちょうどこれから積み上げられていくんだらうと思いますけれども、その基本的根底としてその気持ちを持っていくんだということを決意として町長あれば、その辺のところを再度答弁求めたいと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 先ほどの答弁にも関連いたしますが、非常に今、国政が定まらないというか、国政の動向に地方が左右されやすいような状況にありますので、まず第1点は、やは

り地域政策の重視を県とか国に訴えていきたいと思います。

5番(石井芳清君) 町としては、とりあえず施策があればとるということで。確かに国・県は、今おっしゃったとおりで、非常に不透明だということと、必要な政策については、町からも当然、国・県に伝えていくと、要求していくと。これは大変大事でありますし、やっていただきたいというふうに思うんですけども、町独自でできる施策というのもたくさんあるというふうに思うんですね。今、町づくり推進会だとかいろいろな会議もございます。そうした中で、まず町から、長として具体的なものを提案していただきたいという決意があるのかどうかということの答弁を求めたいと思います。

議長(新井 明君) 石田町長。

町長(石田義廣君) そのことに関しては、先ほども申し上げましたが、政策としては大きく分けて3点、福祉の充実と産業の活性化、教育・文化の振興です、各会議団体の皆さんのご意見をいろいろと伺いながら、実践していきたいと思います。

5番(石井芳清君) その観点でやられるということで了解いたしました。

では、次に移りたいと思います。

次に、安心・安全の町づくりについて伺います。

まず、小学生に対する悪質な電話についてであります。前壇者が幾つか、先ほど、詳細な答弁もあったわけではありますが、それも踏まえた中で一定の答弁があれば、求めたいと思います。経過と今後生かすべきことということでありますけれども。

議長(新井 明君) 大竹教育課長。

教育課長(大竹伸弘君) それでは、御宿小学校への悪質な電話ということでお答えさせていただきます。

この件についての経過につきましては、先ほども申し上げましたが、7月1日16時過ぎに、御宿小学校に男性の加工された声で、あした、児童の安全を脅かすというような内容の電話があったということであります。しかしながら、電話の相手は特定されませんでした。

学校のほうでは、教育委員会に連絡するとともに駅前駐在所に通報し、1日の下校及び2日の登下校時のパトロールをお願いしております。また、駐在所警察官がいすみ署へ通報しております。この時点で御宿中学校、布施小学校に連絡いたしまして、同様の電話がないことを確認しております。

教育関係機関が把握いたしました不審者情報等につきましては、教育委員会同士の情報提供を行うことを通常しておりますが、今回の件につきましてはいすみ署のほうに問い合わせをさせ



ていただいたところ、理由は、捜査上の問題か、明らかにしていただけていませんでしたが、事件については公表しないというようなお話でございました。これを踏まえまして、他の教育委員会への連絡も同様ですが、必要以上の不安等を与えないよう、積極的な情報の公開、公表につきましては今回はしなかったというような状況でございました。

各関係機関の対応につきましては、先ほども申し上げたとおりでございます。また、いすみ署のほうでも、パトカー数台及び駐在所警察官による登下校時のパトロール及び校門での警備を20日まで行っていただいております。

その後、7月30日、いすみ警察が小学校を訪問いたしまして、この件に関する容疑者の確保が伝えられたというのが経過でございます。

今回の件から、先生方一人一人が児童の安全は自分たちが守るという覚悟を持って対応していただきまして、改めてその覚悟を認識したというお話を聞いております。また、学校でも、SSTの皆さんを初めとする地域の方々の協力には大変感謝しておりまして、代表の方には学校からお礼状を出したそうでございます。保護者の方々も、自分たちができることをするという考えから見守り、付き添いを行うとともに、今回の経験から通学路の見守り箇所が実態に合っているか等、見直しの検討も行っていただいているということです。先生方も通学指導を行っておりますけれども、保護者との情報の共有の必要性、また地域の方々との日ごろからの連携の重要性を再認識したとおっしゃってございました。

また、低学年の児童の家庭から、怖いからということで欠席の連絡があり、今回につきましては、月曜日から通常に登校いたしました。場合によってはこうした心のケアも必要となることがわかりました。

また、本年度の千葉県を取り組み事業であります。子供たちが自ら考え、判断する力を養い、危険予測能力の向上を図るちばっ子地域安全マップ作成事業という事業に御宿小学校の4年生が取り組んでおります。危険な場所は、入りやすい場所、見えにくい場所であるという視点から現地を見て地図をつくるということで、防犯・安全教育を行うものであります。この事業から得た成果を何らかの形で来年度も学校の中で取り組むこととしています。

このほか、防犯ブザーを持っている児童を調査いたしましたところ、65%程度だったということから、七つ子の記念品として防犯ブザーを配付しておりますが、これを今後も継続していきたいと考えております。

学校や町からの依頼がなくても登校時間に見守っていただいた多くの方々もあり、多くの方々に守られて子供たちが育っているということ、先生を初め改めて実感いたしました。二

度と起こってほしくない出来事ではありますが、この事件を機に、多くの方々が改めて子供たちの安全について考えていただけたのではないかと考えております。

以上です。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。本当にひどい事件でありましたけれども、今、お話聞きますと、本当に心温まる、小さい町、みんな顔を知って、地域で子供たちを育てると。はぐくむというんですかね、そういう町づくりが着実に進んでいるなということを感じた次第でございます。

1つありますけれども、先般、電話の形態ということで検討したいというお話もありましたが、たしか町は、来年3月をめどに光通信ですか、こうしたものを整備するというふうに伺っております。今、たしか御宿小学校も、学校教育の中でインターネットの活用と。ホームページも設置されて、そうしたのも今度、高速回線ができれば、より充実した、一言でいえば教育内容が実現できるのではないかというふうに思うわけであります。また、そういうものが前提であれば、いわゆる通常の黒電話から光電話ですね。より高機能の電話の利用ということも充分考えられるのではないかと。ちょっと調べてみますと、そうしたものには、先ほどちょっとお話しされておりましたけれども、児童生徒や自宅ですね。それから主要な施設、いわゆる携帯電話のように、電話がかかってくると、その氏名がたちどころに表示されるというようなことも学校側の判断で設定できると。それも学校側がやれば、もしくは教育委員会がやれば、自前でできるのではないかなというふうに思うんですね。ですから今後、そうしたインターネットの利用ということも、まあ都度都度お話をさせていただいておりますけれども、そうした中でこれも委員会等でぜひ検討していただいて、新しい技術の有効活用という中での安全対策ということも充分可能ではないかというふうに思いますので、検討いただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの報告の中で、1つは今回の警備方針の中で公表しないということが警察からあったということで、それは了解いたしました。

そしてまた、今回携われた方々、先ほどの報告の中で、かなりの人数ですね。2,500人近くの方かなと、ちょっと聞いていて計算したわけでございますけれども、たくさんの方々がご協力いただいたわけでありまして。そしてまた、その代表者の方にはお礼状を差し上げられたというふうに伺っておりますが、私もその1人の方に先日たまたまお会いいたしまして、見守りということで大変な思いをしながら見守ったけれども、子供たちも明るかったと。それから、やっぱり何よりも、何か絵も描いたんですか。子供たちが自筆で描いた礼状をいただきまして、

本当に涙が出る思いだったと、うれしかったというお話を伺いましたので、せっかくの機会ですので、ご紹介をさせていただきたいと思いますけれども。やっぱりお金にかえがたいもの。先ほど2,500人ですか、およそ。それが、例えば1人幾らでやったら大変な金額になるわけですよね。ですから、そうしたものが本当に自発的な中で対応できたと。今、町長、町づくり推進会議ですか、いわゆる協働の町づくりということで委員会も何回かやって、私も委員として出席させていただいておりますけれども、こうしたことができる町なんだということを、委員もそうなんですけれども、もっと町民の皆さんにも。これみよがしでは変ですけれども、どっかきちんと出していかれたら、そういうせっかくの思いが、善意の輪がさらに広がっていくんじゃないかなというふうに思うんですけれども。これからの教育、そして町の安全体制含めて、ちょっと教育長と町長から一言何かあれば。

議長（新井 明君） 佐藤教育長。

教育長（佐藤和己君） 今回の不審情報につきましては、町を挙げてご支援、ご協力賜りまして、本当に深く感謝申し上げます。二度とあってはならないことと当然考えております。子供たちが落ち着いて安全・安心に学校で学習活動ができ、また安心して登下校ができる、そういう世の中を期待したいと思います。また、子供たち、こういう苦しい中でありましたが、協力して一生懸命やってくれました。また、SSTの皆様、議会の議員の皆様、町民の皆様、子供たちを地域で支えようという気持ちが見られたことは大変心強く、これからもこのような体制が持続できたらいいなと考えております。ぜひこれからも多方面にわたってご支援、ご協力を賜りたいと思います。いろいろありがとうございました。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 安心・安全な町づくり、そしてまた福祉の充実ということで、町づくり委員会等でいろいろご協議いただいておりますが、いろいろな団体が実際に活動した中で、今まで見えなかった部分とか隠れてわからなかった部分に気づいて、それをどんどん表に出していただいて実際の対策を練っていくということで今後活動していきますので、各団体からそういう意味でご意見をいただく中で実行していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

5番（石井芳清君） 今、教育長が言葉詰まるような思いで、当事者の最高責任者としてのご苦勞を察せられるわけでありましてけれども、そうした危機管理、事前の準備、それからそのときにどう行動するかということがまさに問われた事案だったというふうに思います。また、私たちはこうしたことを糧に、さらによい町づくりに、私、議員の1人としても奮闘してまいりたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 質問者に申し上げます。

時間もたっていますので、これから1時間、昼食の休憩といたします。

（午前 11時55分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

議長（新井 明君） 質問者、石井芳清君、どうぞ。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。それでは、引き続き一般質問をさせていただきます。

次に、高齢者の居場所づくりと見守りの体制づくりなどについて伺いたいというふうに思います。

先ほど、前壇者の質疑の中で、本町の高齢者39.7%とおっしゃられましたか、という率だというお話を伺いました。今、ニュースなどで問題となっております住民票、戸籍の行方不明者について、まず町は実態調査をやられたかどうか。やられたとすれば、どのような実態であったか、お伺いをしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 新聞紙上でいろいろ100歳以上の方ということで話題となっているわけですが、今日の新聞にもちょっと出ておりましたけれども、当町の100歳以上の方は、8月現在で4名いらっしゃいます。今年度に100歳を迎える方が2名いらっしゃいますので、今年度6名、100歳の方がいらっしゃるということになっております。最高齢は104歳の男性の方だそうです。お名前はちょっと申し上げられませんが、そういうことでございます。

皆さん、重度ではございませんが、介護の認定を受けておられる方がほとんどですので、担当の介護調査員が面会して確認しております。驚くことに皆さん在宅でございまして、施設などの介護利用もほとんどされておられません。本当にお元気で喜ばしい状態だというふうに思っております。

以上です。

5番（石井芳清君） 戸籍などの関係はどうなっていますか。

議長（新井 明君） 渡辺税務住民課長。

税務住民課長（渡辺晴久君） 戸籍の関係につきましては、住民票がなく戸籍だけ残ってし

まっているという方が72名いらっしゃいました。最高齢は162歳となっております。

5番（石井芳清君） 今話題の問題になっている状況、町の状況について、実態を報告いただいたというふうに思います。

今、限界集落、また地域のコミュニティ、地域のきずなが壊れかけており、まさによそごとではなくなっている状態が本町にもあらわれ始めているのかなというふうに理解しております。うちの地域、私が住むところは農村地帯でありますけれども、それほどでもございませんが、逆にこちらの旧御宿、特に中心街、新町も含めまして、最近に住む人もなくなって、家を取り壊してしまうと。また、お隣、近所、独居というような事態も出ているというふうに思われます。前壇者でこのところはかなり細かい質疑もされておったようでありますけれども、いわゆる高齢者の居場所づくり、見守り体制。先ほどの学校の関係では、地域コミュニティというんですか、そういう人のつながりの中で事なきを得ることができたというような報告をいただいたところでもございますが、これから御宿町は特に高齢者がたくさん住む。先ほどの報告では大変元気な方も多いということは何よりではあります。居場所、見守り体制というものを今後充実させていくと、きちんと位置づけをしていくということが大事になってくるというふうに思います。

また、今般のニュースなどにおきましては、国においては、県内市町村も含めて、地域福祉計画で見守り体制をつくる計画だというふうにも聞いておりますが、近隣ではいすみ市あたりが既に策定済みというふうには伺っておりますが、しかし、いすみ市は合併して、さまざまな計画の整合性というものが必要になるかというふうに思いますが、本町は、例の町づくり推進委員会などに参加させていただきましても、既にさまざまな計画、先ほどの前壇者では、今後、介護福祉計画ですか、そうしたものもまた見直しを図られていくというようなお話も承っておりますが、そういうものの中でさらにまた計画をつくるということもマンパワーの問題、それからその計画の実効性を含めましていかなものかなというふうに考えます。しかし、その精神というものは酌み取りながら今のさまざまな計画の調整。と申しますのは、介護計画、後期高齢者、さまざまな計画がありますが、その時期がずれております。それともう一つは、特に後期高齢者がそうなんです。毎月のようにこの間制度が改悪されてきたと。今後、大幅な見直し、廃止も含めた見直しをすると。政府与党は廃止をするというような話をして、今、調整に入っているという話も伺っております。ですから、そうした中でさらに何か物をつくるというよりも、今ある計画を当事者の方の中で見直していただいて、より実効性のあるものと。

それから、全体的には福祉というよりも企画総務の話になるというふうに思いますけれども、

この間、スペインやメキシコの400周年ということできずなを深めようとやってきたわけですが、それであれば、地域のきずな、町民のきずなはどうするんだと。地域のコミュニティをどう形づくっていくのかということが今後検討すべき課題。それをもう一度再構築していくということが、先ほど教育もありましたけれども、福祉の中においても、町づくりの中で今後精査して位置づけていくべきじゃないかなというふうに思うんですが。そんなことも含めまして、見守り体制を担当としてどのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、福祉体制の組織づくりといいますか、整備というお話でございますが、まず見守りということでございますが、町では今、2つの計画を軸に、新たな高齢者計画の見直しというものも進めておるわけでございます。1つが御宿町避難支援プランということでございまして、災害時における高齢者や障害者、災害要援護者ですか、こちらの方たちの適切で円滑な支援を実施するために、国の避難支援ガイドラインを踏まえまして、要援護者の自助、あるいは地域の共助、こういったものを基本として見守り体制をつくっていくということを考えてございます。こちらは現在、もう計画が進んでおる段階でございます。

またもう一つが、今、議員お話の中にもございますが、町づくり委員会の安心生活検討部会が高齢者支援の対策を検討してございます。こちらのワーキンググループが私ども保健福祉課と教育課が事務局ということでございますので、今まさにお話ございましたいろいろな制度の見直し、こういったものを含めながら調査を民生委員さんをお願いしたり、あるいはNPOの皆さんをお願いしたりしまして、聞き取り調査をしながら、いわゆる制度のつなぎをしてみたいというふうに考えてございます。

以上です。

5番（石井芳清君） わかりました。

今お話にありました御宿町避難支援プランを既に策定中ということでございますが、例えば今日は、今夜半にかけて台風が関東を直撃するという報道も朝されておりました。それから、今日冒頭、町長から9月5日の防災訓練、このお話もいただいたわけでありましてけれども、この支援プランというのは、具体的にいつごろをめどに策定していかれるのかということについてちょっと伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 御宿町避難支援プランについてご質問ですので、お答えをさせて

いただきます。

全体計画と個別計画の2本立てでこの計画は成り立つということでご理解をいただきたいと思えます。

まず、避難支援プランの目的を簡単に申し上げますけれども、災害発生時における要支援者の支援を適切かつ円滑に実施するため、国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインを踏まえまして、御宿町における要援護者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方などを明らかにしたものであります。要援護者の自助、地域や近隣住民の共助を基本とし、要援護者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることによりまして、地域の安心及び安全体制を強化することを目的とするということで、全体計画につきましては、22年3月に策定したところであります。これをもちまして、民生委員さんであるとか地区の区長さんであるとか、あとは消防団など関係者の方々に集まっていただいて、個別に計画を立てていくという作業に今入っております。これにつきましては、平成22年、23年、2カ年をかけて、24年には完成を見たいということであります。

しかしながら、災害はいつ発生するかわからないというふうなことでございますので、当分の間は、これまでの防災登録者台帳がございますので、これをもとに対策、対応を図ってまいるという状況になっております。

5番(石井芳清君) 了解いたしました。全体計画は今年の3月に終えていると。個別については、平成24年には公表できるようにしたいスケジュールということで伺ったところでございます。これは確かに支援という形で枠組みはするわけでありますけれども、私、この間も言いましたように、一番の基本はやっぱり顔と顔が見える、そういう地域のコミュニティをどう構築するかということだと思っておりますね。

それで、ご質問の中に入るかどうかは別でしょうけれども、御宿町というのは小さい町ですので、この秋には町民体育大会というのをやっておったわけであります。まあ、参加できる、できないというのはあるわけですが、全区、さまざまな団体が参加されて、一堂に会すると。多分、こうしたものはほかに御宿はないんだと思っておりますね。いろいろな問題からこうしたものが一応終息という形になったというふうに伺っておりますけれども、じゃ、そうした町民が触れ合えるような場所、またそうしたものを今度どう構築していくのかというのやはり必要じゃないかと思っておりますね。そうしますと、先ほど、前壇者が問題にしておりました個人情報、申請する、しないという法的な枠組みじゃなくて、みんなが触れ合うと。顔と顔が知るということがやっぱり……。だからこそ、先ほど報告にもありましたけれども、1名の行方

不明者もないと。住民票と申しませうか、そういう扱ひの中ではそういう町づくりができていふというふうにするわけですので。そうしたものをどうつくっていくのかと。それがまさに今、町長が推進されている町づくり推進委員会の1つの大きな目標でもあるのではないかとこのように思ふんですけれども、その辺のところは町長、どのように考えておられるのでしょうか。もしお伺えれば、お聞かせ願ひたいと思います。担当でも結構ですけれども。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 今、議員ご指摘のように、体育祭につきましては、唯一、町民が一堂に会して触れ合いをするコミュニティの醸成の場ということで町も認識して、これまで続けてきたわけでありませうけれども、例えば少子高齢化等がありませうして、選手が集まらないだとかいろいろな課題がございませうして、当面の間は見直しという状況になっております。

しかしながら、今後の町づくりを考えた場合、地域コミュニティの醸成、育成というのが非常に重要な役割を担うことは申すまでもございませうので、今後、地域コミュニティの醸成に対しましては、育成する方向でさまざま検討してまいりたいと考えております。よろしく願ひします。

5番（石井芳清君） 財政的な手当も考えたいということによろしいですね。

総務課長（氏原憲二君） 予算等については、予算の許す範囲内で計画を練ってまいりたいということでありませう。

5番（石井芳清君） はい、了解いたしました。

財源の手当がされたということによりますので、具体的な形で進むよう求めるものであります。これは非常に大きな課題によりますので、また今後、この問題については触れていきなりたいと思います。今日はこの場で終わりたいと思います。

次に、海岸地域での空き瓶対策をということで通告してございませうますが、この夏、私は花火大会が終わった後、朝、現地をちょっと見させていただいたわけでありませうけれども、今日、写真を持ってきてございませうけれども、これですね。こういうのです。いわゆるアルコール飲料でございませうして、非常にしゃれたというんですか、小瓶なんですけれども、こういうものなんです。これは大きいですね。別な種類なんですけれども、似たようなものです。問題なのは、この割れている状況なんです。これ、砂浜です。当然、観光客の方が見える間には、皆さん、清掃員含めませうして掃除されているわけでありませうけれども、御宿町は裸足で歩ける白い砂浜というのをキャッチフレーズにしてございませうして、大きな機械、また小さな機械、それから先ほどもお話ししたけれども、町民ボランティアによります海岸清掃含めませうして、かなり人もお



金も投資してきれいな環境、それこそ安心して歩ける砂浜づくりをやっていると思うんですね。確かに営業の自由というのはあるかと思いますが、このままでもし事故が起きたら大変な事態になるというふうに思うんですね。

町の条例を見ますと、御宿町のきれいな海浜環境を守る条例というのがございます。これはたしか、町長が当時、担当課長で提案されて設置した内容だろうかというふうに理解しておりますので、町長もこの内容についてはよく承知されているのではないかというふうに思うわけですが、海岸の安全を守っていくと、きれいな環境を構築していくということについて、実態どのようになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 御宿海岸における海岸清掃につきましては、年間を通じて、海岸の状況により、ビーチクリーナーによる清掃を行っております。また、例年、夏の海水浴シーズンにつきましては、環境整備員のほかに夏季臨時清掃員として4名を追加雇用しまして、海岸のごみ、トイレ、ごみ回収等を行っております。

ごみの分別に関しまして、全国的に認識されてきたとは言え、現状ではまだ混合されている状況にあります。清掃センターでも、一旦回収したごみの分別を行い、可燃、資源物等に分別を行っているのが現状でございます。

また、空き瓶対策ということでございますけれども、缶、鉄、ペットボトルと同様に、空き瓶も資源物として分別対象の対応を町では行っています。また、海岸による各種イベント等においても、海岸をきれいにする大切さを認識してもらうために、海岸清掃用の袋を配布し、ビーチクリーンなどを実施していただいております。また、日ごろ、住民の方などが散歩時に積極的に海岸清掃を行ってくれているということも認識しております。

また、今後の海岸清掃も含めた対応としましては、空き瓶とか空き缶、分別のためにたばこの吸殻などを入れないようお願いするとともに、引き続き海岸案内所によるごみ持ち帰りの放送や、海岸事業従事者等によるごみの持ち帰りや分別に関する周知につきまして協力依頼を行い、きれいな海岸の保全、ごみの分別の徹底化、減量化を図っていきたいと考えております。

5番（石井芳清君） この御宿町のきれいな海浜環境を守る条例というのは、どのように今のお話とリンクしているんですか。ちょっとその趣旨を紹介していただけませんか。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） まず、目的、基本理念等でございますが、町民及び町が一体となってきれいな海浜環境を守るために、空き缶等のごみの散乱や犬の排せつ物の放置を防止、

また、清掃活動の充実により環境美化の促進を図り、清潔で美しい町づくりを目指すことを目的とするということでございます。

また、基本理念は、青い海と2キロにわたるきれいな砂浜に象徴される海浜環境は、御宿町の天恵の資産である。活力ある町づくりの源泉であることを深く認識しまして、町民の総意をもってこれらの資産を守り、後世に継承するものとするというような基本理念で行っています。

その中でまず町民等の責務ということで、身近における環境美化活動に参加し、きれいな町づくり施策に協力しなければならないということで、代表的なものが、毎月の第3日曜日に行われる町民清掃等が代表される内容だと思われまます。また、年間を通じて砂浜道路、公園、駐車場などを清掃する環境整備員を置くことができるということで、町では、環境整備員を年間を通して置いているということでございます。

また、禁止行為等ですね。空き缶等をみだりに捨ててはならないというようなことがございます。また、犬の飼い主など、散歩、運動時の犬の排せつ物を処理用袋等に入れて持ち帰られなくてはならないという観点から、町では犬のふんを始末するための袋を無償配布しているということでございます。この辺のところがこの条例の中で実行している内容でございます。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 今、石井議員さんから、きれいな海浜環境を守る条例についてお話がございましたので少し言及いたしますが、この条例は平成6年に、今からもう16年前になりますが、私が担当者でありましたときにご提案させていただいたということございまして、そのころ、一番大きく記憶に残っておりますのは、やはり今お話がございましたが、犬のふんの問題が非常に大きな問題であったかなと思います。それから16年たっておりますが、私自身としては、かなり町民の皆さんの意識改革がなされてきたと考えております。いろいろな意味で意識改革が一番重要ですけれども、なかなかできないことだと思うんですね。そういうことで、長い年月を経た中で少しずつ改善されてきていると私は考えております。

イベントをやるにしても、きれいな海岸というのは御宿町の一番大きな財産だと私も主張しておりますので、また、ここに住んでいる人以上に、外から観光客として来る人がすごいいい海岸だなということを多くの人たちから伺いますので、この海岸の維持については引き続き力を入れていきたいと思っております。

5番（石井芳清君） わかりました。少なくともこういう状況を今後出さない。ご存知でしょうけれども、皆さん観光で来るわけですから、気も緩んでおりますし、足元も、例えば昔であればゴム草履であるとか、非常に軽装なわけですよ。裸足で歩ける砂浜と言っているわけ

ですから、裸足で当然歩くわけであります。これ踏んだら一発でけがしますからね。こういう事態を来年度からもう二度と起こさないということが必要だと思っただけですね。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） その写真を見て、非常に厳しい状況があるわけですが、どうしても、現実として、多くのお客が来れば、必ず汚れるという1つの形があると思います。しかしながら、私たちは、行政を預かっている中で、とにかくそういった環境と申しますか、状況を一刻でも早く、汚れたら片づけると。お客さんが来て、汚れた状況が1日続く、2日続く。その期間が長くなればなるほど御宿に対する印象が悪くなりますから。当然のことながら、汚されないほうが一番いいわけですから、汚されないためにはどうしたらいいかということをもた皆さんのお知恵をいただいて対策を講じていかなければなりません。汚れたときに一瞬でも早く、一時間でも早く片づけると。そういう1つの心構えで今まで来ておりますが、今後とも対応は図っていききたいと思います。

5番（石井芳清君） わかりました。対応を図るということですが、先ほど、課長も紹介されておりましたけれども、私も朝歩いてみますと、たくさんの方が散歩をしながら袋を持って、その場でごみを拾われている方はたくさんいらっしゃいます。それは、今、町長もおっしゃられましたけれども、この間町が努力して、そうした活動は、本当に認識されて広まった結果だろうと思います。しかし一方で、今、町長もおっしゃられましたけれども、町外の方々はそうした状況は余り存じ上げないというふうに思う。一過性でございますので。ですから、今後、海を使う事業者を中心に、こういう問題にどう対応していくのかと。こうした環境があるからそこで商売が成り立つわけでありますので。私もそういうふうに認識しております。そうした環境づくりに向けて、町長先頭になってみんなをそういう面では引っ張っていただきたいと。そういう町づくりをしていって、中心的にまとめていただきたいというふうに思うんですけれども、もう一言、最後、決意のほどがあれば。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 当初から私申し上げておりますように、御宿町のきれいな環境、自然を生かした町づくりが私は町づくりの基本にあると思っておりますので、努力していききたいと思います。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に、地震ハザードマップの策定状況について伺います。たしか津波については、昨年度でしたか、一昨年度でしたか、配布されたというふうに思うわけですが、いわゆる防災の

町づくりという中で、現状どこまでいっておるのか。

それから、先ほどからいろいろな福祉だとか総合的な施策ですね、こうしたものもやっておられるというふうに伺ったわけですが、地震ハザードマップの今回の事業の目的と状況、それからまた今後の活用についてどのように考えておられるのか、お伺いしたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 地震ハザードマップにつきましては、平成21年度に策定されました御宿町耐震改修促進計画に基づきまして、建築物所有者及び地域住民の防災意識の高揚を図るため。また、地震災害時の揺れの程度、液状化の危険度及び建築物における被害の危険度を把握するために、今年度事業として作業に入ったところでございます。

現在、第1回目の業者との打ち合わせを行いまして、作成方針、活用の資料、作業スケジュール等の確認を実施しております。今後も細部の打ち合わせ等を行いながら、趣旨に合ったよりよい成果物を作成してまいりたいと考えております。また、この第1回の打ち合わせの内容等につきましては、御宿町は、先ほどから出ているように、高齢化率が高いということでありますので、見やすいレイアウト、掲載情報につきましては重要事項のみでわかりやすくする。また、文字等は大き目にしたらというような打ち合わせを行っております。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

それはいつまでに策定ですか。いつごろ。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 契約の期間では、来年の3月25日までということ考えております。ただ、1月ごろまでには作業を完了したいなという考えでおります。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

安心・安全の町づくりということで最後でありますけれども、先ほど、台風の話もいたしましたけれども、地震もいつ起こるかわかりません。今日冒頭、町長は間もなくメキシコに行かれるというようなお話を伺ったわけであります。今度の台風も、エルニーニョ等ありまして非常に海水域の温度が高いということで、一瞬のうちに大きな台風ができるのではないかというようなことも気象庁は先日発表しておったようでございます。また、千葉県地域も、地震という面におきましてはいつ起きてもわからない状況だと。これも同じく気象庁のほうから報道されているとおりでございます。そうした中で、地域の安全の最高責任者であります町長が不在だという期間があるようでございますので、その期間どう対応していくのか、最後にこれに

ついて伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 私が留守させていただく期間は、職務代理者を設置しまして対応させていただきたいと思います。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

ちょっと職務代理者の権利、義務について簡単に。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 職務代理者の権限等については、ある一定、制約がございますけれども、大半の権限は委任されているという認識でありますので、特に災害、防災対策等については、遺漏のないように万全を尽くしてまいりたいというふうに考えております。

5番（石井芳清君） きちっと留守番を置くと、責任者を置くということで理解いたしました。

それでは、次に移りたいと思います。

大規模開発の改変に伴う許認可について伺いたいと思います。

大規模開発地では、一定の規制があるというふうに認識しております。先般、ゴルフ場の緑地と思われる場所で多量の木材が伐採されているというような情報をいただきました。私も遠くから見ましたところ、ちょうどうちの近所のゴルフ場ではありますが、これは上からの航空写真でありまして、これが遠くから、かなり望遠なんですけれども、撮った写真ですけれども、このように一部木材が伐採されている状況が見えましたけれども、これがそうなんでしょうか。こうした大規模開発地について、町として、これは県が直接なのかわかりませんが、そうした指導体制含めまして、状況把握されておるのかどうか。それから、その対策等あれば、報告を求めたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） ご質問の件につきましての経過について説明させていただきます。

本件、2月に、町内にあります、石井議員ご指摘のゴルフ場の会員という方から町の建設環境課のほうに、ゴルフ場の法面を重機で削っているという電話の通報を受けましてすぐ、ゴルフ場の改造工事についての許認可権がございます県の都市計画課へ連絡しております。県のほうから町に、とりあえず現場の状況写真を送ってほしいという依頼を受けまして、写真を撮り送りました。また、同じく2月に、県の出先機関であります夷隅地域整備センターと町合同で

現地調査を実施いたしました。同時に、町の担当課のほうでは、伐採について、森林法に基づく届けを町に提出するよう指示しております。

県の都市計画課では、地域整備センターの調査結果、また事業者からの報告書を受けまして、3月に事業者を県庁に呼んで指導しております。本年度に入りまして再度、地域整備センターと町のほうで現地調査を実施し、届け出関係についても再度、指導しております。

以上です。

5番（石井芳清君） そうすると、今般の事案と町の許認可、行政庁の許認可の中で、今のお話は県のようなんですけれども、町と県との関係をちょっと明確にしていただけませんか。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 大規模開発については、基本的には県の所掌でございます。

補足説明という形で、2月中の立ち会いの結果としましては、県のほうでは工事が管理行為、また一部、造成工事があるが、これについては面積が1ヘクタール未満ということでありますので、都市計画法の許認可は要しない案件と判断したようです。

ただし、面積が1ヘクタール未満であっても、調整地等の施設を改造する場合には許可が必要だということでありました。

続いて、林地開発等、伐採の関係について説明させていただきます。

林地開発行為につきましては、これ自体は夷隅農林業振興センターが所管しておりますが、そこに現状の写真等を送付しました結果、既に開発行為が完了しているため、行政指導等ができない旨の回答がありました。

また、6月に夷隅地域整備センター及び町関係者で、先ほど、木原企画財政課長からご説明しました、現地確認を行ったときに伐採した理由を確認したところ、風水害による倒木の危険性やイノシシのすみかとなっているため伐採を行ったという内容でございましたが、これについては、私のほうの森林法の関係がございましたので、森林法の制度説明を行い、この行為が無断伐採にあたる旨、森林法の規定に基づく措置を講ずる旨の説明を行いました。また、本件の取り扱いについて夷隅農林業振興センターに相談した結果、指導書の送付並びに伐採届、及びてんまつ書を提出するよう指導があり、同月、6月21日に、森林法第10条の8の規定に違反する旨の注意指導書を送付したところであります。同月23日に、伐採届及びてんまつ書が関係者から提出され、7月5日付で伐採届の許可を出したところでございます。

5番（石井芳清君） わかりました。そうしますと、今の事実経過を伺っておりますと、行政としては知り得た中で適切に行政を執り行ったというふうに私は認識したわけでありませ

れども、そういう認識でよろしいでしょうか。これを最後確認したいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 森林法等については、今回が初めてのケースでありますし、また、森林法の熟知ということ観点に入れた中でこのような手続をとった関係がございましたので、本案についてはこれで、行政としては完了したという考え方を持っております。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。複雑でありますし、直接は県の条例の指導範囲だろうというふうに思いますので、特にこうした案件、直接町が常に監視するというのもなかなか難しかろうと思いますけれども、やはり町民の環境を守るという観点もございますから、気づいた時点で迅速な対応を今後ともとっていただきたいという旨は申し上げさせていただきたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。

広域ごみ処理場計画と町のごみ処理計画の整合性について伺います。

ただいま、広域市町村では2市2町の構成ということで、これはもうかなり前からなると思いますけれども、いわゆるダイオキシン対策が起点となりまして、2市2町で焼却ごみを1施設に集約するという形で進んできたというふうに理解しております。議会のほうには先般、委員会からの答申案ですか、そうしたものの細かい資料も含めて紹介もさせていただいているところでもあるわけではありますが、しかし、先般、民主党政府が誕生した中で、いわゆるCO<sub>2</sub>対策ということでマイナス25%削減を打ち出したわけであります。これの中身については非常に疑義があるところでもありますけれども、地球的環境を守っていくという立場は賛同できるものでありますし、それを市町村行政としても率先して、国の動向を待たずして対応をとっていくということも大事な観点ではなかろうかと思えます。しかし一方で、これはもうおくれにおくれた計画であるということも承知しております。一定の期間の中での作用ということも当然あるというふうにも思うわけではありますが、現在策定中のごみ処理計画の中での温暖化対策はどのように位置づけられておられるのか、これについて伺いたいと思います。バイオマスエネルギーへの変換、それから焼却せずに処理できる生ごみの堆肥化、あるのか、ないのか。また、それについての検討も含めてどういう状況なのか、まずお答え願いたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 広域ごみ処理施設の建設につきましては、地球温暖化対策といたしまして、ごみの焼却に伴い発生する熱を利用した高効率ごみ発電施設の設置を現在検討

しております。これは、焼却により発生する熱エネルギーを電気として回収し活用することで温室効果ガスの発生を抑制を図ることとしております。

現在のところ、生ごみ等の堆肥化についての検討は、推進委員会ではまだ行われておりません。有機性廃棄物の資源化について、広域組合と市、町が検討することが必要とは考えております。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。必要性はあるということですので。あと、財源の手当ということも大変重要な観点かと思いますが、両面で今後、2市2町の中で協議をいただきたいというふうに思います。

それでは次に、自治体ごとに今後どのようになっていくのかと。報告書の中でも、今後、継続して、それぞれの自治体のごみの処理については、たしか協議中というような表示だったかと思えますけれども、御宿町としてはどのような考えなのか、お伺いしたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 御宿町も、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして、御宿町一般廃棄物処理基本計画の策定に着手しております。これはおおむね10年から15年をめどに、ごみの発生量、処理量の見込み、ごみの排出の抑制のための方策等を設定するものでございます。

また、今回、広域ごみ処理施設建設計画に伴いまして、分別区分や排出方法、排出容器の統一等も検討していくということです。この中で、御宿町、構成市町が足並みをそろえるような計画をつくっていくということで現在検討しております。

5番（石井芳清君） 足並みをそろえるというのは基本的なスタンスだということ自体は了承いたしました。

次に、広域ごみ処理場が稼働後、町の清掃センターの施設及び土地の利用計画、それからほかの町にはないすぐれた処理形態ですね。今、そろえていくというようなお話をすると、言葉としては進んでいる、おこなっているという言葉が合うかどうかは別として、いわゆる分別リサイクルですね。それから、燃えるごみにしても、出し方。袋というよりも、私はその中身ですね。構成内容のことも含めて統一するというお話がありましたけれども、ただ、現実的には、例えば今後、単純に燃やすごみを処理するという中でも、それは現在行われている2市2町で旧夷隅町、それから御宿町、勝浦が担当でしたね。ということで、3カ所で燃やすごみを処理していると。旧夷隅町と御宿がミニ広域ということで処理しているというふうに理解しておりますけれども、それにつきましても他町は、要するに搬出、捨てるほうの自治体ですね、処



理している自治体じゃなくて。そこは負担金ですね。要するに、ごみ量が少なければ、それだけ負担金下がりますから、ごみを縮減するということで、なるべく燃やさないでごみを処理するという形で、一口に言ってリサイクルなんですけれども、それを率先して実行されていると。たしか、広域が違ったころは、御宿町がダイオキシンワースト4でしたか、そういう汚名の中から町民の皆さんにも呼びかけて、積極的なごみ質の改善も含めてやってあったかなというふうに思います。当時、御宿町は、県内、特に県南ではトップクラスのリサイクルの実績を誇っていたというふうに思うんですけども、今はたしか大多喜町がかなり努力されてやっておられるのかなというふうに理解しております。

いわゆるごみの負担を減らすということで、これが不法投棄になっては困るわけでありましてけれども、さまざま、家庭ミニ菜園も含めまして、利用されると。たしか御宿町も依然としてコンポスト、これも電気のもの、それから単純なFRPですか、庭の片隅とか畑などに置いて処理できると。こういうものもまだ御宿町は依然として推進して、予算化されておったかというふうに思います。それから、リサイクルハウス、地域のコミュニティの援助になります古紙のリサイクルですね。こうした中で、今日ずっと私言っておりますが、地域のコミュニティをどうつくっていくかというスタンスの中で行政、町づくりが進んできたというふうに思うんです。それでも統一的にやってしまうというふうになりますと、もう極端に言えば、全部、広域に任せてしまえばいいのかと。あとはお金が解決するということなんでしょうか。私はそうではないというふうに思うんですね。先ほどから町長も財源化に本当に苦慮されているお話をいただきました。さらに努力するというお話をいただきました。じゃ、このごみの中でどういう努力ができるか。いや、これまでもしていたですよ。そうしたものをさらに継続・発展させていくということも当然必要だろうと。

それから、今使っている清掃センター。これもし使わなくなっても、今、東京で築地の移転が問題になっておりますけれども、じゃあそこに保育園の施設なんかつくれるかって、これはつくれませんよね。当然それは利用目的が限定されると思うんですね。そうしたら、今のよう形態の中で土地を利用していく。前壇者も土地の有効利用ということをおっしゃいましたけれども、今後、そういう特徴も含めてすり合わせをしていくと。より効果的なごみ処理をしていくと。住民の皆さんのお力もいただきながら。しかもコミュニティにもプラスになるような施策。これまでやってきた施策を私は引き続き展開していただきたいというふうに思うわけがありますけれども、担当としてはそれについてどう思われるんでしょうか。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） まず初めに、清掃センターの跡地ということでございますけれども、ご存知のように、ダイオキシン類や重金属類の有害物質が存在していることが懸念されるわけでございます。これにつきましては、適切な調査を実施した上で解体する必要があるということでございます。解体費用等につきましては、ダイオキシン類等の除去を行う必要があると考えられますので、高額な費用を要するというふうに考えます。国の交付金制度等を活用する方策等を検討しながら進めていきたいというふうに思うわけでございます。

また、跡地の利用等につきましては、ストックヤード等の資源ごみ等の保管施設や伐木の保管施設用地、そういうものを検討してもよろしいのではないかなというふうに考えてございます。

また、広域ごみ処理施設の稼働後も、資源ごみ分別の啓発等、また生ごみ処理機の補助制度、そういうものは御宿町として継続していきたいと。少しでもごみの量を減らしていきたいというふうに考えております。

5番（石井芳清君） もう少し議論したいんですけども、残り時間もありません。幾つかまだ残っておりますので、今回、これで議論はとめておきたいと思えます。

それでは、次に移りたいと思えます。

最後になりますが、米価1万円への対応と有害鳥獣対策について伺います。

一部報道を見ますと、今年の米価、60キロで1万円を割ることが報道されております。ちなみに、新米の概算金ですね、推測ということでありましようが、皆さんよくご存知の新潟魚沼のコシヒカリ、これが前年差で2,200円近く、1万6,500円程度というような報道もされております。また、一番安いところで見ますと、三重のあきたこまちが8千円ということ。昨年も大変安いということで農家から悲鳴が上がっていたわけでありましてけれども、それよりもさらに千円から2千円以上も下がるというような状況であります。お米の生産費というのは、全国平均で1万6千円ほどというふうに言われております。これでは再生産ができませんので、再生産を保障するためには、一般的には1万8千円は欲しいというのが農家の経営の実態と言えるのではないのでしょうか。

こうした米価が続くなら、間もなく着工される中山間地事業そのものを根底から揺るがしかねない事態を迎えているというふうに言えます。現に、一昨年から県事業で行われている、農村を中心とした地域連携のワークショップが一定の効果が出てきたというふうに思いましたが、今年の米価の暴落で一気にマインドが低下しているというふうに思われます。民主党政権になり、昨年打ち出している戸別所得補償は、中山間地域の小規模の米作農家が中心の本町の

救済策となっているのでしょうか。昨年の実績と本年度の対応についてまず伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 米価1万円への対策につきましては、3月の定例会の一般質問でお答えしている戸別所得補償事業の一部ということなので、米戸別所得補償モデル事業の町の対象者は、農家全体では456戸に対しまして、結果的には82戸の申し込みがありました。なお、対象面積につきましては57.2ヘクタールで、定額給付予想額は約735万円を12月から3月に国から直接農家へ交付すると伺っています。

また、米価1万円への対応につきましては、本年度、米戸別所得補償モデルの対象となった農家82名に対し、平成22年度産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合には、その差額をもとに算定した10アール当たりの交付単価を交付すると制度上はなっています。現状では、来年2月までの全国平均単価動向を確認してから決定することとなっており、変動部分の交付支給有無を含めて未定と伺っています。

また先ほど、平成21年度の農業振興として御宿町で米農家を中心に、月の沙漠記念館や御宿台の朝市に米を出店するため、中山間地域総合整備事業の営農組織を強化するシステムづくりとして米袋を作成し、米部会を立ち上げ、民間小売業や継続的に農家みずから出店できる環境をつくっているところです。システム化できれば、米の暴落等に左右されない環境づくりや千葉エコ農業の促進を行い、地産地消が進み、営農の強化が図れるものと考えています。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

今、最後のほうでお話ありましたが、来年度移行から総事業費11億円を超える中山間地域総合整備事業、いよいよ今年から着工になるわけであります。今お話もあつたわけでありますけれども、この基幹産業である農業、とりわけ米作系はその基本だというふうに認識しております。ブランド化、それからエコ農家の認定、こうしたものも取得したというようなお話もありましたが、なかなかその辺も具体的には農家の皆さんと、今、一生懸命バックアップもしているところでございますけれども、団体としてのまとまりというんですかね、そういう部分でどうしてもまだまだばらついていると、気持ちが1つにならない状況ではないかなと。それは、先ほど申し上げました今年の米価も含めてであります。今、課長からもおっしゃられましたけれども、そういう中で、これから営農計画というのに本腰を入れていく必要があるというふうに思うんですね。それこそこの10億円というのが生きてくると思いますし、今、布施地域を中心に農産物、また地域の環境を丸ごと、御宿台の人を含めて都市住民の方々にも体験していた

だこうと。そういう形での町づくりというよりも村づくりというんですかね、農村づくりというのも始まってきた状況であります。

ちょっと時間もないので、細かい話、これ以上いたしません、町長ぜひ、これまでも力を入れていただいているというふうに思いますけれども、農家は非常に零細でありますし、その気持ちを1つにするということはなかなか難しいようでございます。その辺でもまた今後、町もぜひ音頭をとっていただきたいというふうに思うんですけれども、町長の一言をいただければ。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 第1次産業、農業につきましては非常に厳しい状況下にあると思いますので、近々また郡内地域の関係の大きな会議が計画されておりますので、ぜひ農業を地域の振興の核として位置づけていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

最後でありますけれども、もう一つ、マインドが低下している大きな問題は有害鳥獣でございます。確かにそうした自然との共存ということも大事でありますけれども、農業経営が成り立たないと、存立そのものが崩壊しかねない事態ということでもございます。たしか今年から処理単価を変えているというふうに伺っております。本年度の実績、昨年度との比較、また今後の取り組みについて、最後伺いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 有害鳥獣対策につきましては、8月21日現在、イノシシにつきましては110頭、小動物については約20頭。昨年と比較すると、イノシシが約11頭の減、小動物につきましては9頭の減で、おおむね昨年同様の捕獲頭数だと考えております。

また、近隣の処理単価につきましては、1頭当たりの処理単価を郡内と比較しますと、御宿町がイノシシが2千円、小動物が2千円、大多喜町がイノシシが8千円、小動物については対応がありません。勝浦市につきましてはイノシシが7千円、小動物が2千円、いすみ市がイノシシ7千円、小動物2千円と、本年度は郡内と比較すると処理費用が低いことから、来年度、新年度に向かっては、農家また関係者と十分な協議を行い、一定の処理費を検討したいと考えております。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

それからあと、間接的には、電気さくを中心とした防護さくなどがあるかと思えますね。そうしたもので未然に防ぐということも大変大事でありますし、かなり効果があるというふう

に伺っております。先般も営農の方が中心に、今年はサツマイモで地域起こしをしようじゃないかということで一緒に参加させていただきましたが、7月当初、やっぱりそういう被害に遭いまして、電気さくを設置したところ、その後、順調に育っていると。ちょっとこの暑さで成育が緩んでいるわけでありまして、まあ一定の収穫が得られて、これがまた農家のイベント等にも多分利用できるんじゃないかなというふうに思っております。

捕獲とともにそれを防護していく。いわゆる電気さくが中心になろうと思っておりますけれども、そうしたものについて、最後伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 御宿町は、既に6年間、この事業を行っており、郡内でも一番最初のほうに行ったと思っています。実績としては、全体で、今年22年度、交付決定が来ておりませんので、今後設置する予定でございますが、現在では、実谷七本で約94カ所、事業量としては1万7,703メートル、また須賀地区については2カ所、事業量としては441メートル、高山田については52カ所で、事業量としては9,260メートル、久保地区については1カ所で240メートル、布施地区については106カ所で2万436メートル。

また、物理さくについては、6年の実績としては、実谷七本は35カ所で7,034メートル、須賀地区は2カ所で468メートル、高山田については1カ所で200メートル、久保地区についてはございませんで、上布施について1カ所で160メートルという結果でございます。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

今、特に60歳を超える方々が多く退職されてきております。そうした方々が第2、第3の仕事があるかという、なかなか大変だろうというふうに思います。やはり自分のなれ親しんだ土地で農業、また今日お話ししましたが漁業、こうしたものを営んでいくと。基幹産業と言われているのは、それを家族で経営しているというふうに思うんですね。それから、近隣の人たちの助け合い。昔は結いといいましょうか、共同作業。うちのほうでは田植え、それから稲刈り、また、ちょっと農業じゃありませんけれども、昔は茅ぶき屋根でありましたので、そうしたもののふきかえなんかも共同作業で行っていたと。今、これを復活しろというわけではございませんけれども、いわゆる基幹産業、農業、漁業という、そうした幅広い裾野を構成して、家族みんなが子供を見守ったりしていれば、網を来寄ったり、種をまいたり、農家では水を見たりということは結構お年寄りになってもできるわけでありまして。それを今までは国が全部買っていたわけでありまして、そういう状況じゃありませんし、こうした中で本当に自分たちがそういう一つ一つのお米だとか野菜を商品にしていくと。そしてそれを

暮らしに役立てていくと。また、そうしたものを求めているという方もこの御宿はたくさんいらっしゃると思うんですね。まさに地産地消というのが、本当に身近な顔が見える中でこの御宿としてリサイクル、くるっと回っていけるというふうには私は思っております。まさに御宿の基幹産業である農業をこれからも町の本当に基本として据えていっていただきたいと思います。

確かに今、メキシコだとかいろいろな形で海外との事柄で大変忙しいというふうには思うわけでありまして、足元をやはりきちんとされるということが大変大事であるということをお願いさせていただきまして、一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（新井 明君） 以上で5番、石井芳清君の一般質問を終了いたします。

ただいまから10分間の休憩といたします。

（午後 2時01分）

議長（新井 明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時16分）

#### 報告第1号の上程、説明

議長（新井 明君） 日程第5、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成21年度健全化判断比率についてを議題といたします。

木原企画財政課長より報告を求めます。

木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成21年度健全化判断比率についてご報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく法律が平成20年4月に施行され、その判断比率について、平成19年度決算より議会の報告並びに公表を義務づけられたもので、今回で3度目の報告となります。

実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに公営企業会計に係る資金不足比率の判断比率でございますが、いずれも地方公共団体における赤字状況や将来の負債等に係る財政状況を明確にするだけでなく、財政運営の早期是正機能の1つとして、一定の基準に基づき行財政上の措置を講ずることにより、財政の健全化を図ろうとするものです。

なお、これらの財政健全化判断比率につきましては、7月27日に実施されました決算審査に

おきまして、資料をもとに審査いただいております。結果につきましては、決算審査意見書32ページのとおりであります。

それでは、平成21年度決算に係る健全化判断比率ですが、1ページの財政健全化判断比率の表をご覧ください。

まず、実質赤字比率は、一般会計が赤字となる場合、その額の標準財政規模に対する割合を言います。御宿町の場合、黒字決算であることから非該当となります。

次に、連結実質赤字比率でございますが、一般会計に加え、国民健康保険、老人保健、介護保険、後期高齢者医療等の特別会計収支、さらには公営企業における資金不足額など、町のあらゆる会計についての収支の全計から判断するものです。

資金不足はなく、連結後の実質赤字比率は非該当となりました。

次に、実質公債比率につきましては、地方債元利償還金に加え、一部事務組合等負担金や他会計繰出金のうち公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合を示したもので、その比率を3カ年平均で判断し、平成21年度決算においては11.3%となりました。

元利償還金が増となっておりますものの、環境衛生組合におけます元利償還の終了や南房総広域水道企業団への繰出基準額の減など一部事務組合の元利償還額の減、また、起債発行総額の抑制とともに自治体負担が軽減される財政支援制度に努めたことにより、前年度に比べまして0.8ポイントの好転となりました。

続きまして、将来負担比率ですが、地方債現在高や債務負担支出予定、さらには一部事務組合等に対する公債費負担見込額等に係る総額の標準財政規模に対する割合のことを言います。交付税や特定財源により補てんされる額や、充当可能な基金の額を将来負担額から控除した上で算定され、財政調整基金や学校建設基金への計画的な積立により、平成21年度決算における将来負担比率は、前年度と比べまして26.5ポイント好転の100.0%となりました。

最後に、各指標における判断基準でございますが、それぞれ早期健全化基準、及び財政再生基準が設けられております。

21年度決算におけます御宿町の健全化判断基準は、いずれも基準の範囲内ですが、今後も、町だけではなく一部事務組合における公債費に準ずる負担額にも注視しながら、適正な財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしまして、2ページに近隣市町の健全化判断比率の状況を添付してございますのでご参照ください。

以上で報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 以上で報告第 1 号を終了いたします。

報告第 2 号の上程、説明

議長（新井 明君） 日程第 6、報告第 2 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成21年度資金不足比率についてを議題といたします。

米本建設環境課長より報告を求めます。

米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） それでは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成21年度資金不足比率について報告いたします。

平成21年度御宿町水道事業における資金不足比率を算定いたしましたが、資金不足額の算出はありませんでした。今後も引き続き経営状況の安定を図り、必要に応じて適切な健全化対策を講じるよう努めてまいります。

以上のとおり、平成21年度資金不足比率について、報告を終わります。よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） 以上で報告第 2 号を終了いたします。

議案第 1 号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第 7、議案第 1 号 日西墨友好の絆記念日条例の制定についてを議題といたします。

藤原産業観光課長の説明を求めます。

藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 議案第 1 号 日西墨友好の絆記念日条例の制定についてご説明いたします。

まず初めに、条例制定の経緯ですが、御宿町では、平成19年 9 月28日に、官民共同によるメキシコ記念塔建立80周年、サン・フランシスコ号漂着400周年記念事業企画実行委員会を設置し、2カ年事業としてさまざまな事業を実施いたしました。

この企画実行委員会の意見として、日西墨友好の啓発等を行う必要から記念日の制定の意見が出され、平成22年 3 月31日解散にあたり、協議する団体として御宿町国際交流協会が事業を引き継ぐこととなり、同年 4 月30日の国際交流協会の総会で、9 月30日を含む 9 月の最終日と協議されましたが、条例制定までの提案には至らなく、先の 7 月23日の議員協議会で協議をお



願いしたところです。

それでは、議案の説明をいたします。

日西墨友好の絆記念日条例。

第1条は目的をうたったもので、第1条、1609年9月30日、スペインの帆船サン・フランシスコ号が台風により岩和田海岸に漂着し、村民による乗組員317名の救助は、日本、スペイン、メキシコ合衆国の固い友好の起源である。この友好の絆を後世に伝え、より深めるために、日西墨友好の絆記念日（以下「記念日」という。）を制定する。

第2条は記念日をうたったもので、第2条、前条の記念日は、9月30日とする。

第3条は記念日行事をうたったもので、第3条、町は第1条の目的に則り、町民及び関係団体と協働により、記念日を中心として記念行事を開催する。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上で説明を終了いたします。どうぞよろしく願います。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

（「質疑あり」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 失礼しました。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

日西墨友好の絆記念日条例の制定ということですが、今、条例を説明いただきましたが、9月30日を中心として記念行事を開催するとうたわれておるわけですが、冒頭に説明はいただいたかと思いますが、ちなみに今年は、これが制定、可決されたとみなした場合、どういう事業が予定されているんですか。それとあと、今後についてですね。考え方について。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まず初めに、今回、9月25、26日に、東京の港区お台場でフェスタ・メヒカーナというのが毎年されております。ここには約20万人近くの来訪者があり、そこで、御宿町として町外に対しての広報、400周年のメキシコと御宿との広報活動、また地産地消を含めて広報活動を行いたいとまず考えています。

また、10月3日、おんじゅく伊勢えび祭りの2回目のイベントとあわせまして、まず初めに、

記念塔において追悼式典を行い、午後から文化振興という形でメキシコ、スペインの文化交流イベントを開催する予定で進めているところです。

また、10月30日ですか、国際友好の関係で、御宿町の史実をもとにした渥美雅子先生の講談、また11月3日にスペイン大使館の主催で行います川上ミネコンサートを実施する予定で進めているところです。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。お話のほうは了解いたしました。

今年からということでありますけれども、これからずっと、この御宿町がある限り、この記念日というのはそのまま存続されるものというふうに理解しておるわけでありますが、そのときの為政者、いわゆる町長というのは、当然、4年ごとの審判を受けていくわけでございます。過去も、こうした同様な事案の中で友好が深まったり、逆の方向になったりとか、幾つか例もあったかと思えます。私は、こうしたものにも町が正対することについてやぶさかではございませんが、これを今後持続的に、しかも未広がりにもこの趣旨を生かして広げていくなれば、民間を主軸とした形での運営というか運用というか、そういうものが町としての考え方ですか、育てていく。まあ既に幾つかあるわけですが、そうしたことが非常に重要であろうというふうに思うわけでありますが、それについての考え方について伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） ご案内のとおり、国際交流協会という団体がございますので、そういう民間の皆様方のお力をいただきながら、今年が初めてでございますが、これからの400周年に向けてのスタートになるということでございますので、町民の皆さんのいろいろなご意見をいただきながら進めていきたいと思っています。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第8、議案第2号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 議案第2号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

添付してございます新旧対照表をご覧ください。

改正内容といたしましては、国民健康保険法の一部の改正により、指定市町村の安定化計画に付随する条項が削除されましたので、御宿町国民健康保険条例第9条中の条文の記載、法第72条の5を法令第72条の4に改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第9、議案第3号 平成22年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

米本建設環境課長の説明を求めます。

米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） それでは、初めに補正予算書の1ページ、第2条、収益的収

入及び支出から説明いたします。

支出科目の第1款水道事業費用、第2項営業費用の金額2億5,834万7千円を2万7千円減額し、水道事業費用を2億6,372万3千円とするものです。

次に、3ページの事項別明細書にて説明いたします。

収益的支出の水道事業費用、営業費用、配水及び給水費の7万9千円の増額につきましては、条例改正による期末勤勉手当の減額が11万2千円、時間外手当の増額が10万円、職員手当の増額が9万千円です。

次に、総係費の10万6千円の減額につきましては、同じく条例改正による期末勤勉手当の減額でございます。

配水及び給水費と総係費を合わせて2万7千円を減額し、総人件費の枠内で調整を行うものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第10、議案第4号 平成22年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 平成22年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回お願いいたします補正予算は、298万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億8,923万2千円とするものです。

主な内容につきましては、人事異動に伴う人件費の調整と、国保連合会システムの変更に対応するためのシステム改修委託、国庫負担金等の精算による返還金の増額でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

5ページをお願いします。

歳入からご説明いたします。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、補正額126万円は、支出のシステム改修に伴う特別調整交付金です。これにつきましては、医療費の審査、被保険者の登録一覧表の管理などを委託しております国保連合会が新システムを導入するにあたりまして、県内市町村の既存のシステムを改修するために必要な委託料に対しまして、国庫補助金であります特別調整交付金で補助される予定があることから、歳出予算の財源とするものでございます。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額348万6千円は、職員給与費等繰入金で、国保担当職員の異動に伴い歳出を減額いたしましたので、財源である繰入金も減額するものです。

9款繰越金、1項繰越金、1目療養給付費等交付金繰越金、並びに2目その他繰越金を合わせました補正額は520万9千円でございます。平成21年度の繰越金を、前年度の国庫負担金と退職者医療に対する交付金の精算に伴う返還金の財源として措置するものです。

6ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額222万6千円の人件費につきましては、職員の異動に伴う減額です。委託料につきましては、特別調整交付金を充当いたします国保連合会新システムの変更に対応するシステム改修の委託料でございます。先ほど、歳入でご説明いたしました。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、補正額520万9千円は、前年度に交付されました退職被保険者の医療費に対する療養給付費等交付金と、国庫負担金の療養給付費負担金及び出産育児一時金補助金の精算により返還が生じたので、それについて増額するものです。財源につきましては、ともに繰越金ですが、療養給付費等交付金繰越金とその他繰越金を充当いたします。

なお、本補正予算は、8月26日に開催されました国保運営協議会にてご承認をいただいております。

りますので、ご報告させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第11、議案第5号 平成22年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第5号 平成22年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回お願いいたします補正予算は、交通事故による第三者行為損害賠償求償事務によりまして1件の支払いがあったものを、国・県支払基金及び町に精算するものでございます。

補正予算書の事項別明細書5ページ、歳入よりご説明いたします。

1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目審査支払手数料交付金千円は、平成21年度老人保健交付金に係る事務費が支払基金よりありましたので、追加によるものです。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金145万千円は、前年度繰越金を措置いたしました。

6款諸収入、2項雑入、1目雑入は、医療給付費返還等が発生した場合の科目設定でございます。

6ページ、歳出でございますが、2款諸支出金、1項償還金、1目償還金87万4千円は、国・県支払基金への償還でございます。

2 款諸支出金、2 項繰出金、1 目一般会計繰出金の57万9千円は、平成21年度、老人医療費確定に伴う負担金の精算で、町に繰り出すものでございます。

以上、歳入歳出予算の総額にそれぞれ145万3千円を追加したしまして、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ265万3千円とするものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5 番、石井芳清君。

5 番（石井芳清君） 5 番、石井です。

これは老人保健特別会計ということでありまして、ただいま説明を伺いましたらば、交通事故に類するというお話があったわけではありますが、それでちょっと確認をしたいんですが、これは何歳ぐらいの方だったんでしょうか。と申しますのは、今、80歳、90歳になられて、免許を返納される方も多うございます。そうした事案もある中で、今後の町の施策に関して参考になればということでお伺いをしたわけであります。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 80才以下の方でございます。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第6号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第12、議案第6号 平成22年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） それでは、議案第6号 平成22年度介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回お願いいたします補正予算は、平成21年度の介護給付費及び地域支援事業の確定に伴いまして、国・県・町支払基金への負担金等の返還及び追加交付と、介護認定者の増加等によりまして介護給付費に不足が生じる見込みとなりましたので、これに対する補正でございます。

補正予算書の6ページ、事項別明細書の歳入よりご説明いたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費等負担金は、平成21年度介護給付費精算に伴う追加交付といたしまして212万8千円となりました。

同様に、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費等交付金も、平成21年度介護給付費精算に伴う追加交付分といたしまして213万3千円となります。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費等負担金も、国の追加交付により、平成21年度介護給付費精算に伴う県費追加交付分として193万4千円となりました。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金283万3千円は、平成21年度からの繰越金を充当し、収支の均等を図りました。

歳出についてご説明いたします。7ページをご覧くださいと思います。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費619万5千円は、居宅介護サービス受給者数の増加や介護度の上昇、特定事業所加算事業者が増えたことによる計画費用の増額でございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金261万2千円は、保険料の還付金と21年度事業精算に伴いまして、国県支払基金に返還するものです。

5款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金22万千円は、平成21年度給付費等の精算といたしまして町の一般会計へ返還するものです。

以上、歳入歳出予算の総額にそれぞれ902万8千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を7億1,909万7千円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご説明いたします。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

7ページ、介護サービス等諸費ということで619万5千円の補正という説明でありましたが、説明欄、居宅介護サービス計画給付費ということで、今の説明では、介護度が上昇されたとい



うふうなお話伺ったわけではありますが、今回の補正の中身、多分幾つか種類があるのかなと思いますが、今回補正になった部分のサービス内容ですか。その実態ですね。それから、年齢も年齢ですので、なかなかよくなるというのも難しい状況もあるのかなというふうに思うんですけれども、見守り含めたりハビリ含めて、居宅での介護サービスの充実と申しませうか、そうしたことも含めてお答えいただければと思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 今回の補正につきましては、説明欄にございますように、施設のほうの介護ではございませんで、居宅介護ということでございます。居宅介護をいたしますと、いわゆるデイサービス、ショートステイ、こういったものが中心でございまして、あるいはお風呂の介助とか、こういったものが居宅介護サービスと言われるものでございます。

ここにまいりまして、施設入居よりも、今まで潜在的にいらっしゃった方だとは思いますが、家族だけでなかなか見られないという状況の中でお風呂を利用されたり、あるいはデイサービスを利用されたりということで、そういった意味で介護度が、施設入所じゃない、いわゆる2から3ぐらいの介護度が非常に上がってきたということでございます。当初の見込みよりも約2割程度伸びておりまして、このままいきますと、12月末に恐らく予算が足らなくなってくるだろうという見込みの中で補正予算を出させていただいたということです。

以上です。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第7号の上程、説明、質疑、採決

議長（新井 明君） 日程第13、議案第7号 平成22年度御宿町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

木原企画財政課長の説明を求めます。

木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） それでは、議案第7号 平成22年度御宿町一般会計補正予算案（第2号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ2,600万円を追加し、補正後の予算総額を29億8,560万円と定めるものです。

次に、第2条、地方債の補正でございますが、5ページ、第2表、地方債補正をご覧ください。

当初予算において、臨時財政対策債の限度額を1億1千万円と定めておりましたが、21年度決算の実質収支を踏まえまして、財政健全化の観点から限度額を6千万円減額し、5千万円と定めるものでございます。

補正の主な内容でございますが、生活に密接した道路の維持管理費や境川生活排水処理施設の修繕費の追加、雇用対策に係る事業、平成23年1月から始まります国税と地方税の連携対応に伴う経費、また、平成24年度に予定しております中学校屋内体育館建設に伴う基金の積立てのほか、人事異動及び4月に開催されました第2回臨時会でご承認をいただきました、一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正を受けまして、各款の職員人件費の調整等について補正するものでございます。

補正財源といたしましては、雇用対策に係る県補助金のほか、平成21年度からの純繰越金8,295万千円を充て、収支の均衡を図りました。

それでは、補正予算の各費目にわたる詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

8ページをお開きください。

初めに、歳入予算でございますが、12款分担金及び負担金、2項分担金、1目農林水産業費分担金で11万5千円を計上いたしました。御宿漁港南防波堤先端に設置してあります灯台が、釣り人等の立ち入りにより破損されており、銚子海上保安部より、立ち入り禁止用のフェンス設置の要請がございまして、設置に係る漁業協同組合の分担金を計上するものでございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金88万2千円は、新たに県の緊急雇用創出事業特例基金事業の内示があったことから追加計上するものであります。内容といたしましては、御宿児童館で進めております芝生育成や遊具の管理を行うものでございます。

3項県委託金、1目総務費委託金、24万3千円は、国勢調査に係ります委託費の交付決定が

ありましたことから、追加補正するものであります。

17款寄附金、1項寄附金、2目指定寄付金につきましては、活力あるふるさとづくり基金寄附につきまして、新たに1件1万円の寄附がございましたので、追加計上するものでございます。

9ページに移りまして、18款繰入金、1項特別会計繰入金の老人保健特別会計、介護保健特別会計繰入金は、それぞれ清算による繰り入れでございます。

2項基金繰入金、2目ふるさとづくり基金繰入金100万円は、国際姉妹都市でありますメキシコアカプルコ市の「日本の広場」に、社団法人日墨協会が実施主体として計画しております、御宿のメキシコ塔にちなんだ友好のシンボル、(仮称)日墨友好の碑の建設に対する御宿町からの補助の一部につきまして、活力あるふるさとづくり基金をその趣旨を踏まえて充てるものでございます。

9ページ下段、21款町債、1項町債、2目臨時財政対策債は、地方債補正でご説明いたしましたが、健全財政の観点から6千万円を減額するものでございます。

1段上に戻りまして、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、臨時財政対策債の減少分を含め、平成21年度からの純繰越金を振るかえることにより収支の均衡を図っております。

以上、歳入予算として合計2,600万円を追加しております。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。10ページをご覧ください。

まず、歳出補正予算全体を通じ、各款の給与、職員手当、共済費につきましては、人事異動及び先の第2回臨時会でご承認いただきました一般職の職員の給与等に関する条例の一部改正に伴います調整と、一般職の時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当等につきまして、今後の支出見込みに合わせまして補正させていただくものであります。個別の説明につきましては省かせていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、19節負担金補助及び交付金の2万円は、県自治センターで開催されます市町村職員研修のうち、新たに環境行政、観光活性化、町づくりの3つの研修に担当職員を参加させるための費用でございます。

3目財産管理費、15節工事請負費32万9千円は、役場庁舎1階機械室の配電盤の一部が故障したため、改修工事を行うものでございます。

11ページに移りまして、4目企画費のうち、まず19節負担金補助及び交付金250万円のうち200万円につきましては、先ほどご説明いたしました、アカプルコ市の「日本の広場」に社団

法人日墨協会が実施主体となり建設を計画しております、メキシコ塔をモデルといたしました日墨友好のシンボル、（仮称）日墨友好の碑の御宿町の負担で、財源のうち100万円は、活力あるふるさとづくり基金を充てております。

また、国際交流事業50万円は、日西墨友好の絆記念日条例の趣旨を踏まえまして、本年度は10月3日に実施を予定しております国際交流事業に係る支出について、補正をお願いするものでございます。

また、上段の役務費は、送金の振り込み手数料でございます。

5目諸費、11節需用費2万4千円は、岩和田小波月海岸入口の車両進入禁止看板が強風により破損したため、修繕するものでございます。

10目活力あるふるさとづくり基金積立金、25節積立金ですが、新たに1件1万円の寄附がございましたので、条例に基づき積み立てるものでございます。

2項徴税费、2目賦課徴税费、11節需用費から、12ページ、18節備品購入費までの395万9千円は、法改正によりまして平成23年1月から国税、地方税の連携が始まり、確定申告書等の国税のデータが税務署から地方団体へ伝送されますが、これに対応する経費の補正をお願いするものでございます。

12ページ、5項統計調査費、2目各種統計調査費は、歳入でご説明いたしましたが、10月1日を基準日に実施されます国勢調査につきまして、委託費の交付決定がありましたことから、臨時職員賃金と調査に係る消耗品について補正をお願いするものです。

13ページに移りまして、上段の3款民生費、1項社会福祉費、28節繰出金は、職員の異動及び条例改正に伴う国保会計への繰出金の調整でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は、歳入予算で説明いたしましたが、御宿児童館で実施いたします芝生の管理及び遊具の管理事業が県の緊急雇用創出事業の内示を受けましたので実施するもので、4節共済費の臨時職員社会保険料から14節使用料及び賃借料の芝刈り機使用料までの88万2千円全額が県の補助となるものでございます。

3目保育所費、19節負担金補助及び交付金の7千円は、保育所の防火管理者研修に係る負担金でございます。

14ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、23節償還金利子及び割引料の国庫支出金返還金の57万7千円でございますが、補助を受けて実施しました女性特有のがん検診の検診者数確定に伴い、国庫支出金を返還するものでございます。

3目環境衛生費、15節工事請負費410万円は、境川生活排水処理施設の水中プロワ3基のう

ち2基について、配管が経年劣化による破損のため、これについて交換修理を行うものでございます。

15ページに移りまして、3項上水道費、2目上水道建設費の19節負担金補助及び交付金の13万6千円及び24節投資及び出資金の1万千円は、南房総広域水道企業団へ対します子ども手当分の追加でございます。

続きまして16ページ、5款農林水産業費、3項水産業費、2漁港整備費の15節工事請負費23万千円は、歳入予算でご説明いたしましたが、銚子海上保安部の要請を受け、御宿漁港南防波堤灯台手前に立入禁止用のフェンスを設置するものでございます。

17ページ、6款商工費、1項商工費、3目観光費、11節需用費30万7千円は、公用車のクラッチと中央海岸シャワー室のポンプに故障が発生したため、修繕するものでございます。

22節、補償補てん及び賠償金の25万円は、観光案内所の新設に伴い、N T T柱等の移設が発生したため対応するものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費の15節工事請負費280万円は、岩和田大宮神社前の町道1094号線について、早急に対応する必要が生じ、既定予算にて対応したため、当初の予定分について補正をお願いするものでございます。

また、16節原材料費41万5千円は、旧御宿高校下清水川沿いの転落防止さくと中山間地域総合整備事業に伴い、道路及び河川境界の確定ぐいについて原材料を購入するものです。

2目道路新設改良費、13節委託料76万6千円は、上布施地先、町道4019号線を舗装するにあたり、境界を確定し分筆するため、登記委託するものでございます。

15節、工事請負費は六軒町消防庫前、町道1047号線の道路改良工事でございます。

18ページに移りまして、3項住宅費、1目住宅総務費、15節工事請負費60万円は、矢田団地に空室が発生し、入居者を募集するため、床や畳を初め住宅の修繕をするものでございます。

8款消防費、1項消防費、3目消防施設費、11節需用費の70万円は、六軒町分団詰所、新町分団詰所及び岩和田分団詰所の施設修繕を行うものでございます。

18節備品購入費7万6千円は、役場消防隊消防車の投光機が破損し修理がきかないため、新たに購入するものでございます。

19ページ、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の25節積立金3千万円は、中学校屋内体育館建設に係る学校建設積立金で、これにより積立総額2億800万円となります。

また、2項小学校費、1目学校管理費、11節需用費6万4千円は、御宿小学校各階廊下の時計が故障したため、修理するものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費、11節需用費3万円は、現在の体育館の外にありますトイレのドアについて修理するものでございます。

2目教育振興費、19負担金補助及び交付金23万円は、御宿中学校の卓球部、柔道部、テニス部、剣道部、陸上部が、都市体育大会の結果、県大会に出場することが決定し、バスの借り上げ等について補助するものでございます。

20ページ、4項社会教育費、2目公民館費と3目資料館費の11節需用費、それぞれ16万9千円と13万円は、火災報知器等について修繕するよう消防本部の検査により指摘があったものに対応するものでございます。

18節備品購入費4万5千円は、既存のカラープリンターが壊れてしまい、公民館の各種団体活動に必要なことから購入するものでございます。

9款教育費、5項保健体育費、3目学校給食費、11節需用費4万8千円は、共同調理場の食器洗浄機と換気扇の修理を実施するものでございます。

13節委託料3万6千円は、油水分離槽の清掃を委託するものでございます。

以上、歳出予算総額に2,600万円追加し、補正後の歳入歳出総額を29億8,560万円とするものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） これより質疑に入ります。

2番、白鳥時忠君。

2番（白鳥時忠君） 2番、白鳥です。

11ページ、墨日友好記念碑建設負担金についてお伺いしたいんですけれども、前回、議員協議会の際に説明があったかと思うんですが、この予算づけするまでの経緯。そこから結構時間もたっていますし、ここまで詳細、というか、予算づけもしてなく、このときは日墨協会主導の事業ということでこの金額も提示されていませんでしたので、経緯についてまずお聞かせ願いたいのと、これは全体予算の中の何%なのかというのもお聞かせ願いたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 7月の議員協議会的时候にはまだ事業主体が決定されておりましたが、その後、企画財政課のほうで、日墨協会のほうへ直接、協力の要請を行った中で、事業主体については日墨協会のほうで事業が進められるということが確認されましたので、進めているところです。

また、この200万円につきましては、当初、7月の時点で、東 信行氏が来町したときに、根

本的200万円程度の予算がかかるということでありましたので、この結果をもとにしましてメキシコ大使館の担当官等にご相談して、仮にメキシコのほうで同規模のオペリスクを建設した場合、どのぐらいの費用がかかるかということを知った中では、金額については適当であるということでありました。また、この200万円につきましては、今の条件では、これが上限という形で町としては考えております。

議長（新井 明君） 氏原総務課長。

総務課長（氏原憲二君） 経過について、ちょっと私のほうから補足の説明をさせていただきます。

前回、8月10日の議員協議会でご説明させていただきましたけれども、その時点での課題といたしまして、御宿町が実施主体になることは、国外で財産を保有することや建設工事の発注、建設にあたっての施工監理、また整備後のオペリスクの通年管理などから、アカプルコ市もしくは日墨協会など、メキシコ合衆国に本拠地を持っている関係団体が実施主体となっていくことが望ましいことから、協議を進めてまいったところでありました。

さらに、9月13日付で、社団法人日墨協会、菅原会長から文書をいただきまして、メキシコ友好親善使節団訪墨に伴う全面的な協力、あわせて日本の広場への記念碑建設について、日墨協会が責任を持って施工主体となるという内容でありました。52名の日墨協会役員名簿の提出もいただいたところでありました。

本日、松崎議員さんは療養中で欠席されておりますが、8月20日にこの件で打ち合わせをいたしましたところ、松崎議員さんからの情報では、アカプルコ市が日本の広場整備の決断に至ったのは記念碑建設があったからで、記念碑の建設がなければ日本の広場整備は計画されなかったということを知ったことを東 信行さんから知ったそうでありました。議員の皆さんに事業の重要性を執行部のほうからお伝えいただきたいとのことでありました。

実施主体が決定いたしましたので、御宿町の補助金として200万円の補助予算を計上させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（新井 明君） 2番、白鳥時忠君。

2番（白鳥時忠君） 僕は、この事業に関しては大変素晴らしいことだと思いますし、活力あるふるさとづくりの基金を使ったことに関してもいいことだと思うんです。ただ、日墨協会主導であって、金額の200万円の負担の割合というか、日墨協会のほうではどのぐらいの金額を出していただけるのか、いただけないのかということと、また、この負担割合の交渉といたしまして、この金額に至った経緯を説明していただきたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 負担につきましては、原則、御宿町が全額負担するような形ではありますが、日墨協会のほうでもある一定程度の寄付を募る、また町でも今後とも寄付のお願いをしながら、できるだけ町の財源を使わない形でこの事業を進めているところでございます。

議長（新井 明君） 2番、白鳥時忠君。

2番（白鳥時忠君） 今ちょっと聞き取れなかったんですけども、日墨協会のほうでも基金といいますか、募金といいますか、そういうのも募るし、御宿町でも募るといっていいのでしょうか。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） そのような形で今進めているところです。

議長（新井 明君） ほかに質疑ありませんか。

5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

関連になりますが、町長は、今、最後の部分ですね、オベリスクの資金で募金の要請等、各有力団体に既に言っているようなお話をちょっと伺ったんですけども、そういうことであれば、その辺をきちっと説明していただいて、この趣旨ですね、どのように生かされていくのかという観点ですか、その辺があれば、お話を承りたいと思います。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義 君） このオベリスク建設につきましては、前の議員協議会で白鳥議員さんからもご指摘がございましたように、なるべく一般財源を使わない傾向のほうがいいんじゃないかというようなご意見もございましたが、そういう中で、例えば国会議員の皆さん方とか、メキシコ大使館あるいは中南米局等に趣意書をつくりまして依頼してございます。

ただ、ふるさと基金の中に3つの部門がございましたが、月の沙漠の関係と人類愛の関係と教育の関係とありますが、そういう中でこれはまさに人類愛の事業趣旨にのっとったものでございますので、その一部を充てさせていただくと。しかしながら今後、人類愛についてのこういった事業に対して、多くの寄附金といいますか、協賛がございましたら、それはまたここに充てる場合もありますけれども、ただ、母体がこれだけの事業ではございませんので、人類愛自体のものなんですね。当然、200万円以上集まる可能性もございますけれども、それはそれとして、今後、全体の人類愛に関する事業として活用していきたいと思っています。



議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

議会用語では、ちょっと違うかもわかりませんが、債務負担行為に似たような予算の設定というのかな、そんな感じがちょっといたします。

いずれにしろ、今後、そうした募金を広く集めていただいて、町債は基本的に使わないと。昨年度の400周年の協働の町づくりということで、この間でも何回かいただいておりますけれども、いわゆるゼロ予算という形で大変壮大な事業を行った流れを今後継続していくという考えのようでございますので、それは理解したいというふうに思います。

次に移りますが、13ページであります、民生費の児童福祉総務費ということで児童館の芝生の芝刈り機であるとかその管理に関する予算だというようなご説明であったというふうに思いますが、たしか前回は、芝生を張る前の議会だったのかなというふうに思うんですが、この芝はどのように、芝生の張る作業でありますとかその後の管理、今の状況ですね。今後の見通しなどについて伺いたいというふうに思います。

議長（新井 明君） 多賀保健福祉課長。

保健福祉課長（多賀孝雄君） 実は石井議員にもご協力いただきまして植栽やりましたが、6月後半に芝を、たまたま子どもクラブがございまして、そちらの子供たちをお願いいたしまして、職員と子供たちで総勢10名ちょっとでございまして、芝を植えました。今回の芝につきましては、一般的に張り芝と言われる四角いもんでございまして、ポット芝、いわゆる苗と同じようなもので、苗を植えるような形で、職員が穴を掘りまして、そこに子供たちに1つずつ植えてもらったということでございます。

あと、予算がなかったものですから手製でタイマー付の水まきもつくりまして、この照りがひどかったのですが、井戸からの水を散水いたしまして、順調とまではいかないかもしれませんが、思った以上に今現在としては伸びている状態でございます。施肥も月に2回程度行いまして、水まき、施肥、これで今月の半ばぐらいまでで一応一定の芝の植栽が終了するというところでございます。

今の状況でございますが、大分芝のほうも伸びてきておりまして、このままいけば、ある程度緑一面に、15平米ぐらいでございますが、一応実験的な圃場としては形ができるのかなと。

ただ、今後、冬芝といまして、夏芝が枯れた後に冬芝、冬用に緑になる芝をまた再度植えないといけないということで、一年中緑で管理するというのが基本的な考えでございますので、今回、補正予算をご提案させていただいておりますが、冬芝の管理と土壌管理、こういったも

のを進めてまいりたいというふうに考えております。一応、記録的なものは今、随時とってございますけれども、来年の3月くらいには一応一定の状況的なものをご説明できるのかなど。いい結果になっていただければいいんですが、非常に天候が今年は悪かったものですから、思った以上に苦戦しているというのが現状でございます。

以上です。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

了解いたしました。これからオーバーシューティングというんですか、冬芝に切りかえと。もう1カ月ぐらい早ければ、ちょっと梅雨期の真ただ中で、手もかけずにかなり伸びたんじやないかなと思うんですけれども。そういうことはありますけれども、今後、なるべく広げていっていただきたいと。それこそ良好な児童の遊ぶ環境を構築したいと。

先般、中学校の運動会にも参加させていただきましたけれども、非常に強い日とともに風が結構ありまして、これは体温下げの効果はあったのかもわかりませんが、ずっと先生方が水まきをされて、その放射効果もあったわけですが、それでも突風が吹くともすごい砂ぼこりが上がって、もう全く見えなくなってしまうということも一時ありました。これは学校内もそうなんですけれども、やはり近隣の住宅ですよね。それから洗濯物を干しておられれば、そうしたものにも当然そういう砂ぼこりがつくという状況もあります。だから、子供たちの環境とともに周囲の環境、こうしたものも今後、それらの事業によってカバーできるということもあろうかと思っておりますので、ちょっと大変だと思っておりますけれども、ぜひ成功していただきたいというふうに思うわけでありませぬ。

次に移ります。

14ページであります、環境衛生費で排水処理施設整備という項目で、堺川の処理機の整備だというふうなお話だったわけですが、堺川のこの施設は多分相当古いというふうに認識しております。いつごろつくったのか、ちょっとご紹介いただきたいというふうに思います。

今、環境問題含めまして、施設の目的と申しましょうか、今の環境要求にはちょっと満たしてないのではないかとこのように思うわけですが。だからといってそれが不必要だと言っているわけではないんですけれども、そうしたことも踏まえて河川環境、そして海浜環境、先ほどもお話ありましたけれども、そうした環境をどう構築していくかということもこれからの町づくり、住環境、そして観光ですね、おもてなしの。そうした基礎的なバックグラウンドをそろえていくということでもあろうというふうに思いますので、そうしたことも踏まえまして、今回

のこの補正について伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） 堺川の生活排水処理施設、建設が昭和63年6月に設置されております。この工事の中身ということなんですけれども、まず接触ばっ気槽、逆洗エアー、配管を交換するということです。この管が腐食して穴があいているというところが1カ所、それと水中ブロワ、ばっ気槽の中へ空気を送るポンプですね。それが3基のうち2基が現在故障しております。これが1基故障すると完全にストップしてしまうということで、この2基を交換するということでございます。

それと、堺川等の河川の水質ということでございますけれども、堺川はこういう施設があるということで、非常に科学的、BOD・COD・SSともに基準内におさまっていると。また、大腸菌群についても不検出という効果が出ております。

以上です。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 一応、今、基準そのものはクリアしている状況があるということでありますね。

ただ、堺川しか今ないですよ。網代湾、また清水川ですよ。うちのほうだと落合川があるわけでありましてけれども。そうしたものへの対策というか、環境状況というのも、何回かお聞きしておりますけれども、大変厳しい状況があるという話もあったかと思えます。でありますので、そうであるならば、今後、清水川含めまして、きちんと環境、要するにきれいな水を、川辺をつくっていくと。

過去、県の親水化計画ということで、これは公民館の前で、途中でとまってしまったと。あれが最後までいけば、最終的には河川のしゅんせつですか、ヘドロのしゅんせつも含めて、子供たちが……。たしか当時、中学生が作文を書かれていたと思うんですね。そうした子供たちが喜々として遊べるようなところがあったというふうに思うんですけれども、残念ながら現状はまだまだ課題が多いというふうに思いますので、引き続きその辺も含めて対応をお願いしたいと思えます。

次に移ります。

16ページであります、農林水産業費の漁港整備ということで、これは保安の部分が壊された。灯台というんですか、信号機といいましょうか、そういうようなお話でありましたけれども、もう少し具体的な話。

それから、直接的には関係ないかもわかりませんが、農林水産業ということで、先般、組合長を初め役職の方が町長に、アワビの栽培漁業を含めましてご相談に見えたと同っております。そういうものもこれから大変大事になってくるというふうに思いますので、水産業の中で今回の工事、そしてまた漁港を取り巻く環境をどう構築するかということの中でお話があれば、承りたいと思います。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 今回予定しています工事費23万千円につきましては、御宿漁港の灯台のレンズ保護板が釣り人等の、推測なんですけど、おもり等でレンズ保護板が破損したということで、銚子の保安庁のほうから要請がありまして、今回、フェンスで仕切るような形で進めております。

また、今回、御宿岩和田漁業協同組合と漁礁協議会を設立しました。この目的としては、冒頭の町長の諸般の報告の中でも8月23日に第1回目が行われたという報告がありましたが、内容的には、この目的としては、栽培漁業の振興について協議検討し、栽培漁業の効果的な推進を図ることを目的として設立されました。

その事業としては、磯根の保護、育成、また漁礁の設置箇所の検討、またカジメの活用方法の検討、そういった事業を達成するための事業という形で進めています。

また、構成員としましては、社団法人海洋生物環境研究所、御宿町、また御宿岩和田漁業協同組合の実際に漁を行なっている方たちとの打ち合わせという形で協議会が設立されています。

また、今後の御宿漁港の活用につきましてのお話でございますが、基本構想、基本計画の実施計画の中でもうたっておりますが、今後、岩和田漁港のほうが本年度をもって完成する関係がありますので、今後、御宿岩和田漁業協同組合と指定管理者とを含めた中で協議させていただきたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に移ります。

これは19ページになりますか、教育費の中でありまして、学校建設積立基金ということで今年3千万円ですか、補正で積み立てるということではあります、これは、本来であれば、当初予算で組んでいくというのが通常の財政事務だと思っておりますが、なぜ年度途中で基金積み立てとなったのか、そういうことについてちょっと伺いたいと思います。

議長（新井 明君） 木原企画財政課長。

企画財政課長（木原政吉君） 通例ですと、年度末、資金収支を見まして、財調なり建設基金で一定額を積み立てさせていただいています。今回、職員の給与改定の条例についてご承認いただきまして、その影響額が大体2,300万円減額というふうに判断しております。そのうち、ここで提案しております一般職員の時間外、その他も含めまして300万円程度計上させていただいております。当初、今の段階でトータルマイナス予算が組めないと。事業の中で例えば歳入で税が減っているとか、そういう見込みはまだ判断できませんので、その中で2つの方法があります。財調にするのか、それとも目的基金をつくると。たまたまきのうですけれども、県のほうで特別交付税のヒアリングがございました。一般的には、目的基金に積む場合と財調にする場合の県の判断、特別交付税を割り振る判断としましては、町はお金が余っているから財調に積むんじゃないくて、目的ある額を建設基金に積んだほうが説明上緩いと私ども財政側では判断いたしました。そういうことを含めまして今回3千万円。

当初から、その事業費のうちの基金をある程度、2億円程度を積みさせていただきたいと、準備させていただきたいということでご説明しておりまして、今回の件でトータル2億800万円になりましたので、おおむねその目的基金については積んだかなという認識をしております。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、了解いたしました。財政上の有利な条件を生かしたというようなご説明で、それは了解いたしました。

今のご説明ですと、とりあえず基金については計画上満額になったということでありまして。この建設でありますけれども、たしか建設委員会が再度設置されて運営されているというふうに思いますが、その辺ですね。1回目について……、基本的にはないんですかね。今の状況ですか、審議状況ですね、委員会の。それから、今後、3月までにどの程度委員会で審議をしていくのか含めて、ちょっと簡単に説明いただければと思います。

議長（新井 明君） 大竹教育課長。

教育課長（大竹伸弘君） 建設委員会につきましては、1回ですね、今年度に入りまして開催させていただきまして、現行での計画、それから予算等の必要経費等の状況についてご説明させていただいております。その中で見直しとか検討するべき事項について意見をいただいておりますので、これを踏まえまして今後、10月頃に2回目の建設委員会を開催させていただきたいというふうに考えております。その中である程度方向が固まりましたら、来年度に向けまして単価の見直し、それから建築基準法の改正による設計の見直しのほうを行わせていただきたいというようなスケジュールで考えてございます。

議長（新井 明君） 5番、石井芳清君。

5番（石井芳清君） 5番、石井です。

了解いたしました。

最後に、19ページであります。中学校費の教育振興費の生徒活動補助ということで、先ほど、提案説明の中で細かい、県大会に参加するということで伺ったわけですが、この間の中学校の運動会でもたくさんの賞状とか盾とかを見せていただいたわけですが、もう少しその辺の詳細な内容。

それから、具体的にこの23万円ですけれども、バス代だというようなご説明でありますけれども、何回ぐらい、何台と申しましょうか、この積算根拠ですか、その辺につきましても説明いただきたいと思います。

議長（新井 明君） 大竹教育課長。

教育課長（大竹伸弘君） この予算につきましては、7月に行われました郡市の総合体育大会において、御宿中学校の各部が県大会のほうに出場を決めましたので、その参加にかかる費用ということでございます。

県大会出場の内訳につきましては、卓球部の男子及び女子が団体戦で、それから剣道部の男子が団体戦で優勝で、また、ソフトテニス部は団体は準優勝ということで、それぞれ県大会に出場となっております。また、個人の部では、卓球部では優勝、準優勝で5名が、柔道では準優勝で1名が、陸上競技では優勝及び3位で4名が県大会に出場ということです。合計で、団体で4つ、それから個人で10人というような県大会の出場の状況となっております。

積算の内訳につきましては、すべてバス代ということで計算させております。日にちが3日間にわたり、会場のほうも離れる場合もございますので、7台分の積算ということでございます。

議長（新井 明君） ほかにありませんか。

6番、伊藤博明君。

6番（伊藤博明君） 17ページ、道路橋梁費の中の16節ですか、原材料費ってありますけれども、41万5千円。先ほど、清水川という説明がちょっとありましたけれども、清水川のどこの付近なのか、また何が原因でこういうことが起きてやるのか、その辺もうちょっと詳細にお願いします。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） これは、清水川の通称戸羽目と言っているところがあるんで

すが、その部分から下流側の右岸、木さくがやっております。それが古くなったということで、久保区のほうからも要望を受けていまして、これを今回直すということで、延長が40メートル、鉛管パイプ2段でやろうかなと考えています。そのための材料費でございます。

議長（新井 明君） 6番、伊藤博明君。

6番（伊藤博明君） 清水川ということが出ましたので、関連してちょっと質問させていただきます。

私の住んでいる、こちら役場から行きますと、久保橋のところから下を見ますと、あれは2級河川ですよ、たしか。上が普通の河川。左、役場方面から見ると。昭和40年代から50年代にかけて御宿町で水害が起きたときは、たしかコクラにかかるシンカワ橋からあの下周辺、床上浸水、また部田前あたりが水につかったこともあります。うちの付近からずっと上が床上浸水になったことがあります。だけどこれ、2級河川ですから、県のほうの仕事で、昭和50年代に久保橋から下が大体完成しました。それから以降は、清水川の久保橋から下の水害がなくなっております。平成に入ってから、久保橋から上、もう10年前ぐらいですか、二度ばかり、岩の井酒蔵からJRの小さいガードをくぐりまして、住宅地がありますね。あの辺のあたりがやっぱり床上浸水、床下浸水になったことがあります。それについて、過去に中村議員も一般質問したことありますけれども、そのとき、調査して検討するという言葉が出ていましたけれども、それから七、八年たっていますけれども、私もあそこの川のそばに住んでいますからよく川を見ているんですけども、久保橋から上をこうやって見ますと、この前、うちの裏でちょっと林野火災が起きまして皆さんにご心配かけましたけれども、うちのそばだけは、毎年1回、刈っているんですよ、うちの連中で。だから竹は生えておりません。私の家から農地がありまして、この前火災起こした農地のそばから両側、竹一面です。そこから先は川の水が見えません。これがもう10年ぐらい前からですかね、こういう状態になっています。だから、上の水災害が起きているんじゃないかなと思われるのは、この竹に水がかかって流れが悪くなる。下は流れていますから、整備されましたからきれいに流れるんですけども、そこから上が……。うちの裏の農地なんかも、3年に1回ですかね、お水が来ると水害に遭って、稲が寝ているようなことがよくありました。だから、今後、こういう災害が起きないためにどうしたらいいかなと私も考えまして、竹だけでも何か処理したほうがいいんじゃないかなと。

私も10年ぐらい前に1回、川に入ったことがありますけれども、各要所、十五、六カ所ぐらい災害が起きて、  
が落ちてます。実際、竹が今かぶっちゃっているから、全然わからない状態ですね。今、入っていけない状態ですから。あそこの周りは農地も休耕しましたし、反対側

の、久保橋から上を向いて左側の北亀越っていうのかな、も平成あたりから住宅地になっちゃいましたから、農地も減ってます。だから、災害が出てもだれも浸水しなかったと思うんですよ、軽い災害だと。何が原因かという、まず竹が原因じゃないかなと思うんです。水が出たときに竹で水がとまっちゃう。

それと、あの河川の上を見ると、高さが余りないんですね、土手の高さが。高いところで1.5メートルせいぜいあって、低いところはみんな1メートルぐらいですね。そこにみんな竹がはびこっちゃっている。災害で落ちた場所にまた竹が出ちゃってこうなっている。流れも悪くなっている。

だから、これからの災害のいろいろなことを考えると、水災害としてあそこの修理しかないんじゃないかなと思うんですね。各地で今、ゲリラ豪雨なんかってというのが起きていて、人災なんか起きて、町を相手取って係争中のところもありますけれども、実際そういうことが起きてからじゃ間に合いませんから、今後、町が清水川に対してどういう考えをしていって、どういう計画をするのか、ちょっとお伺いしたいなと思います。

議長（新井 明君） 米本建設環境課長。

建設環境課長（米本清司君） まず、河川の両岸の竹ということでございますけれども、なるべく早目に予算化をするなりして対応したいというふうに考えます。

また、久保橋から上流、特に戸羽目の部分ですね。までの間は非常に蛇行しているという部分があります。これは普通河川清水川ということで、西琳寺のほうの上までこの河川がなっています、延長は4.8キロあります。その中で一番蛇行しているところが戸羽目から下流側のところですね。現在のところ、河川法の適用を受けない河川ということになっていますので、河川法の適用を受けるべく、準用河川、町の管理の指定をしてもらえるように、今、県の河川環境課のほうにどういう事務手続をとったらいいのかという問い合わせをしている状況です。最終的には町管理の準用河川にさせていただいて、そして交付金なり補助金なり等を使いながら護岸を整備していくという考えでいます。そのときには県との事前協議等が何回かあると思いますけれども、最終的に準用河川の指定をするためには議会の議決が必要だということになりますので、そのときにはどうぞよろしくお願いいたします。

議長（新井 明君） 石田町長。

町長（石田義廣君） 今、伊藤議員さんから重要なお指摘がございましたが、清水川につきましては、現況につきまして、例えば久保橋からすぐ下が、ご承知のように、川の真ん中ぐらいに土砂が堆積しまして、草や小さな雑木が生えているような状況でございまして、水害を防



ぐためには、応急処置としてはきちんと河道を確保するということが大きな努めでございますので、久保橋から下流域の浚渫と、今、ご案内のとおり、月の沙漠像の砂丘橋の周辺が、風で砂がほぼ半分ぐらい川の真ん中ぐらいまで来ていますので、あの辺の浚渫と、その砂を像の周りにもう少し……。像のコンクリートが土台部分まで見えている、非常にぞんざいに扱っているような印象を与えますので、あそこを砂を半分ぐらいまで戻してもらいまして、河道確保すると。それを現在、整備センターにお願いしてございます。

そして、今ご指摘いただきました、竹やぶが河道をふさいで浸水等に大きな影響があるんじゃないか。そのとおりだと思いますので、今、課長は控え目に答弁したようでございますが、伐採については12月の補正に出させていただきます。応急措置として。そして、先般、今お答えしましたように、準用河川の手続を私も担当課に、建設環境課に指示してございますので、準用河川といえば、御宿町では裾無川が準用河川になっていますけれども、あれもずっと前に、何年か計画で兩岸を護岸整備してきましたけれども、あのような形で、まず久保橋から上を準用河川にすると。ずっと将来的には、県は、準用河川であれば、次に2級河川に昇格できますと。その事前作業として、町の事務として準用河川に当然する必要がありますので、できるだけ早く対応したいと考えます。こういう河川業務といいますか、河川工事等について、なかなか一足飛びにはいきませんが、とにかくこれは長年、先ほども出ましたけれども、中村議員さんからずっと何回となく岩の井周辺のガードの浸水を訴えられておりますので、根本的な解決は、きちんと河川整備して河道を確保することだと私は認識しておりますので、今年度、来年度と事務は的確に進めていきたいと考えています。よろしく申し上げます。

議長（新井 明君） 6番、伊藤博明君。

6番（伊藤博明君） 町長から大変ありがたいことを聞きましたけれども、町長と私、今年の春先ですか、ちょっとお会いしたときにこの河川の話をしてしましたら、町長就任して、担当課長と私も気になっていたから川見ていたんですよという言葉もいただきました。これから取り組んでいけるんじゃないかなと思いますけれども、今も町長が言ったように、一刻も早く。時間がかかって、また災害が起きて、人災が起きちゃいけないことです。JRからこっち側の住宅には今、もう一部落できるぐらいの人たちが住んでおりますので、また何かそういうことが起きなきゃいいなと。

折しもまた今日あした、台風や何か来るとかって言っていますけれども、私なんか川のそばに座っているから、雨が降れば、台風が来れば、夜でも懐中電灯で川の水を見る癖がもうついちちゃっていますから、上のほうはどうなんだろうとかって考えますよ。車出して見に行った

って私が何できるわけじゃありませんけれども、消防団なんかの皆さんが苦労されているいろいろな水害対策にあたってきていますけれども、大きくいえば、中原橋というんですか、通称一本橋、あの辺ぐらいいまで水害でついたことが二、三回ありますので、早急な措置をとっていただきたいなと思います。町長からありがたいお言葉をいただきまして、ありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

議長（新井 明君） ほかに質疑はありませんか。

10番、貝塚嘉軼君。

10番（貝塚嘉軼君） 10番、貝塚。

この補正予算とは直接関係ございません。関連してということで観光課長にちょっとお尋ねしたいんですけれども。

8月に実施されましたビーチバレーのことなんですけれども、予算はもう執行されたと思いますけれども、どのぐらいの予算を使ったのか、それをひとつお聞きしたいのと、それと、県の役員の方からのお話ですと、今年の会場整備は非常に雑で、石が多くて、また、先ほど一般質問された石井議員が言ったように、瓶のかけらとか缶類がかなり埋まっています、今年は会場整備が非常に雑だったと。こういうことであれば、先行き、御宿で大会を開くということについては考えなきゃならないというような話をお聞きした。そんなはずないでしょう、今年も平らなきれいな会場を提供したつもりですけどと申し上げましたところ、御宿さんはそういうことでしょうかけれども、実際にやった選手からもそういう話を聞いたということと、白子とか鴨川あたりから非常に誘致勧誘があるということで、御宿さんももう少しきちっと会場整備をしていただかないと困りますねというような声を聞いたんですよ。私はそんなはずないなというふうに思って、この大会は御宿と協会とで協賛でやっている大会で、もう10何年とやってきているということで、よそへ移ることはあり得ないと思いますけれども、そういう評価をお聞きしました。

確かに毎年、ブルを入れてきれいにしていた。だけれども、今年はほとんどまっ平らで、ブルも入ってなく、何人かがごみ拾い、あるいはそういうものを拾っていたのは私も見て知っております。ですから、その話については、いや、そんなはずないというふうに語気を荒立てて申したんですけれども、その辺のところ、課長、情報として入っているか。また、もし、いつも使っているような予算を省いてやって、そういう結果が出たということになっているのかどうか、ちょっとお話を聞きたいなと思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まず1点目の問題ですけれども、今年は千葉県バレーボール協会が1日早く入っています。夏の間、お盆休みが当然あった中で、一番観光客が来ている。その帰った後に整地等を行っている関係がありまして、1日早く入った。その日は、通常ですと、周りに観光客がいないように、安全管理の安全さく等を設置した中で整地を行っています。それが、逆に1日早く入ったことによって、ある程度の整地が間に合わなかったこと。

それともう一点が、今まで18面であったものを、急遽、本年度については20面つくったと。斜辺にして約102メートルですかね。それプラス2面つくったことによる対応が間に合わなかった。

予算的には、本年度については、観光協会への委託事業でありますから、去年の実績で見えますと、90万円の予算が当然かかるように考えております。

ということで、いろいろな方のご意見もございますが、そういった諸事情の中でこういったことが起きているということでございます。

今年については1人もけが人がいなかったと。去年は足を切った方が十四、五人いましたけれども、本年度についてはそのようなことがなかったということでございます。

議長（新井 明君） 10番、貝塚嘉軼君。

10番（貝塚嘉軼君） それと、今年の参加者は、去年から比べて減少していますか、それとも増えていますか。それについても何か聞くと、参加者40人ほど少ないんだよというような話も聞きましたけれども。

いろいろと状況があったと今お聞きしました。要するに1日早く入ったということで、いろいろなこっちの準備が整わなかったという部分もあるでしょうけれども、この大会においては、御宿を置いてほかで行えるような大会でないというふうに私は思っております。ですから、そういう大会役員のほうからクレームがつくような、そういう話が出ることはないように、万全の対策を立てて大会運営をやってほしいなというふうに思います。

その減少について、ちょっと何かお聞きしているかどうか。

議長（新井 明君） 藤原産業観光課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 今年につきましては、30名ほど参加者が減っています。千葉県バレーボール協会のほうでアンケートをとっています。本年度については参加費を上げている関係で、参加者のご意見の中では、参加費が高いという指摘がほとんどでございました。その目的が、たしか今年が16回で4年後に20回記念という形で、千葉県バレーボール協会でも記念事業ということで少し大き目の大会にしたいというそんな意味合いもあって、積み立てを行

う必要があるということで本年度から、値上げました。そういったことで参加者が、今年については景気のこともありますけれども、諸事情の中で減ったということでもあります。

議長（新井 明君） ほかにございませんか。

石田町長。

町長（石田義廣君） 今、貝塚議員さんからご指摘いただいた点につきまして、一言お話をいたしますけれども、ビーチバレー、3日間行われましたけれども、初日に私、会場に行きましたら、開会式のあいさつの後に数十分たちましたら、直接、現千葉県バレーボール協会会長、副会長が私のところへ来まして、今ご指摘いただきました清掃の件といたしますか、地盤整備の件を言われていました。そうですかということで大きな反省としてあるわけですが、ご承知のように、今回、一般の参加が298チームです。学生が約100チームです。合計400チームに近い。そして1チーム4人ですから、選手が1,600人近く参加している。そういう中でみんな家族で来ますので、3千人近い人があそこに来るわけですね。これだけの大会ができるところは、まず県内にはないと思いますので、今ご指摘いただきました点は十分に私も今後気をつけて、きちんと対応しますということをお答え申し上げた次第です。

そういうことでこれから、御宿町にとってあのような大会は、一番大きな、また一番地域の活性につながる部分だと思っておりますので、心して対応していきたいと思っております。そういうことでよろしく願いいたします。

議長（新井 明君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（新井 明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（新井 明君） 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

#### 散会の宣告

議長（新井 明君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

明日9月9日は、午前9時半から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時54分)